

市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（一部改正案）

制定 平成 21 年 11 月 25 日
一部改正 平成 22 年 2 月 24 日
一部改正 平成 23 年 11 月 29 日

（目 的）

第 1 条 市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、市原交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定 義）

第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

（1）地域計画の作成

（2）次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
- ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(6)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注) (1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 千葉運輸支局長
- (2) 関係地方公共団体の長
 - ① 千葉県総合企画部交通計画課長
 - ② 市原市長
- (3) タクシー事業者等
 - ① 一般社団法人千葉県タクシー協会 会長
 - ② 市原ベイタクシー株式会社 代表取締役社長
- (4) 労働組合等
全国自動車交通労働組合連合会を代表する者
- (5) 地域住民
市原商工会議所会頭
- (6) その他協議会が必要と認める者
 - ① 千葉県警察本部交通部交通指導課長
 - ② 千葉県警察本部交通部交通規制課長
 - ③ 千葉労働基準監督署長
 - ④ 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長
 - ⑤ 千葉県タクシー運転者登録センター所長

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。

- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 9 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

法第8条第1項に掲げる協議会の構成員のうちタクシー事業者等及び労働組合等は、それぞれ種別毎に1個の議決権を与え、法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員のうち関係行政機関は、行政機関毎に1個の議決権を与え、その他構成員については、各自1個の議決権を与えることとし、議決は過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 千葉運輸支局長が合意していること。
- ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
- ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意して

いること。

(3) 地域計画を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 地域計画に合意したタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

(1) の議決方法をもって決することとする。

- 11 協議会は、定期的を開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
- 12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮り定める。

特定地域におけるタクシー事業の 適正化及び活性化の推進について (東葛・千葉・北総・市原地区)

- I. 特定事業計画の進捗状況 P 1 ~ P 8
- II. 適正化の進捗状況 P 9 ~ P43
- III. 活性化に向けた取り組み状況 ... P44 ~ P51

I . 特定事業計画の進捗状況

1. 特定事業計画の申請・認定状況(東葛・千葉・北総・市原地区)

法人タクシー

平成23年6月30日現在

営業区域	事業者数 (H23.6末)	特定事業計画認定				運送法による減車数	基準車両数 ①	申請された減・休車がすべて実施された場合の車両数 ②	減車率 ②/①	地域計画	
		認定事業者数	うち事業再構築を定めた者							適正車両数	適正車両数と基準車両数との乖離
			事業者数	減車数	休車数						
東葛交通圏	40	40	28	66	7	46	1,246	1,127	9.6%	900~1,000	約19%~27%
千葉交通圏	46	46	15	47	1	128	1,532	1,356	11.5%	1,000~1,100	約28%~35%
北総交通圏	42	42	14	24	0	47	798	727	8.9%	550~600	約24%~31%
市原交通圏	17	17	7	15	0	25	441	401	9.1%	300~350	約20%~32%

2. 特定事業の項目ごとの認定状況(東葛地区)

法人タクシー

平成23年6月30日現在

No	特定事業	事業者数(重複あり)
1	禁煙タクシーに関する指導・教育の徹底	24 者
2	さわやかタクシー運動の充実・拡大	22 者
3	シートベルト着用の指導徹底	20 者
4	乗り場におけるポーター配置によるドアサービス等の実施	10 者
5	セーフティードライバーコンテストの参加	10 者
6	運転者適性診断の受診促進	9 者
7	乗務員の服装の整備・点検	7 者
8	アルコールチェッカーの導入	7 者
9	エコドライブ運動の推進	7 者
10	主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進	5 者
11	サービス向上のための教育・研修の充実	3 者
12	安全運転講習会の受講	3 者
13	日勤勤務(一人一車)から隔日勤務への転換などによる効率性の向上とこれに伴う1両当たりの生産性の向上	3 者
14	デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車	2 者
15	映像記録型ドライブレコーダーの導入	2 者
16	ドライブレコーダー・デジタルタコメーター等を活用した事故防止教育の実施	2 者
17	デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車(再掲)	2 者
18	GPS技術等を利用した車両滞留防止への取組み	1 者
19	電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入	1 者
20	早朝予約の積極受注の推進	1 者
21	チャイルドシートの導入	1 者
22	ハイグレード車の導入	1 者
23	子育て支援タクシーの運行	1 者
24	デジタルタコグラフの導入	1 者
25	交通事故ゼロ運動等の実施	1 者
26	アイドリングストップ車の導入	1 者
27	タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	1 者
28	デジタルタコグラフの活用など運行管理の徹底による労働時間の短縮	1 者
29	日勤勤務(一人一車)から隔日勤務への転換等による長時間労働の改善	1 者

2. 特定事業の項目ごとの認定状況(千葉地区)

法人タクシー

平成23年6月30日現在

No	特定事業	事業者数(重複あり)
1	乗務員の服装の整備・点検	23 者
2	禁煙タクシーに関する指導・教育の徹底	22 者
3	さわやかタクシー運動の充実・拡大	21 者
4	シートベルト着用の指導徹底	14 者
5	運転者適性診断の受診促進	9 者
6	サービス向上のための教育・研修の充実	8 者
7	主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進	7 者
8	日勤勤務(一人一車)から隔日勤務への転換などによる効率性の向上とこれに伴う1両当たりの生産性の向上	5 者
9	デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車	4 者
10	アルコールチェッカーの導入	4 者
11	エコドライブ運動の推進	4 者
12	日勤勤務(一人一車)から隔日勤務への転換等による長時間労働の改善	4 者
13	デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車(再掲)	4 者
14	ドライブレコーダー・デジタルタコメーター等を活用した事故防止教育の実施	3 者
15	アイドリングストップ車の導入	2 者
16	短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR	1 者
17	GPS技術等を利用した車両滞留防止への取組み	1 者
18	事業者における自社WEBサイトの開設	1 者
19	映像記録型ドライブレコーダーの導入	1 者
20	安全運転講習会の受講	1 者
21	ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入促進	1 者
22	タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	1 者
23	車両・部品・燃料などの共同購入等による経費の圧縮	1 者

2. 特定事業の項目ごとの認定状況(北総地区)

法人タクシー

平成23年6月30日現在

No	特定事業	事業者数(重複あり)
1	シートベルト着用の指導徹底	36 者
2	禁煙タクシーに関する指導・教育の徹底	14 者
3	さわやかタクシー運動の充実・拡大	13 者
4	乗務員の服装の整備・点検	11 者
5	エコドライブ運動の推進	8 者
6	アイドリングストップ車の導入	5 者
7	主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進	5 者
8	サービス向上のための教育・研修の充実	4 者
9	運転者適性診断の受診促進	4 者
10	日勤勤務(一人一車)から隔日勤務への転換等による長時間労働の改善	3 者
11	日勤勤務(一人一車)から隔日勤務への転換などによる効率性の向上とこれに伴う1両当たりの生産性の向上	3 者
12	ハイグレード車の導入	2 者
13	ドライブレコーダー・デジタルタコメーター等を活用した事故防止教育の実施	2 者
14	デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車	1 者
15	カーナビの導入	1 者
16	映像記録型ドライブレコーダーの導入	1 者
17	安全運転講習会の受講	1 者
18	デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車(再掲)	1 者

2. 特定事業の項目ごとの認定状況(市原地区)

法人タクシー

平成23年6月30日現在

No	特定事業	事業者数(重複あり)
1	禁煙タクシーに関する指導・教育の徹底	16 者
2	乗務員の服装の整備・点検	16 者
3	サービス向上のための教育・研修の充実	16 者
4	さわやかタクシー運動の充実・拡大	4 者
5	安全運転講習会の受講	4 者
6	シートベルト着用の指導徹底	2 者
7	エコドライブ運動の推進	2 者
8	デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車	1 者
9	GPS技術等を利用した車両滞留防止への取組み	1 者
10	早朝予約の積極受注の推進	1 者
11	アルコールチェッカーの導入	1 者
12	運転者適性診断の受診促進	1 者
13	アイドリングストップ車の導入	1 者
14	日勤勤務(一人一車)から隔日勤務への転換等による長時間労働の改善	1 者
15	日勤勤務(一人一車)から隔日勤務への転換などによる効率性の向上とこれに伴う1両当たりの生産性の向上	1 者
16	デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車(再掲)	1 者

2. 特定事業の項目ごとの認定状況(東葛地区)

個人タクシー

平成23年6月30日現在

事業者数102名(うち申請・認定事業者数102名)

No.	特定事業	事業者数(重複あり)
1	事業者の服装の整備・点検	102者
2	交通事故ゼロ運動等の実施	102者
3	さわやかタクシー運動の協力	102者
4	ETC・カーナビの導入	4者
5	映像記録型ドライブレコーダーの導入	4者
6	電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入	3者
7	マスターズ制度の充実及び参加の促進	1者
8	接客サービス講習会の実施(期限更新講習会)	1者
9	ハイブリット車、EV車等低公害車の導入促進	1者

2. 特定事業の項目ごとの認定状況(千葉地区)

個人タクシー

平成23年6月30日現在

事業者数345名(うち申請・認定事業者数344名)

No.	特定事業	事業者数(重複あり)
1	事業者の服装の整備・点検	344者
2	交通事故ゼロ運動等の実施	344者
3	さわやかタクシー運動の協力	344者
4	接客サービス講習会の実施(期限更新講習会)	125者
5	映像記録型ドライブレコーダーの導入	33者
6	電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入	10者
7	ETC・カーナビの導入	5者
8	マスターズ制度の充実及び参加の促進	2者
9	顧客満足度調査の実施と改善状況の把握	2者
10	短距離、ワンメーターを歓迎する利用者へのPR	2者
11	割引運賃制度の導入	1者

Ⅱ．適正化の進捗状況

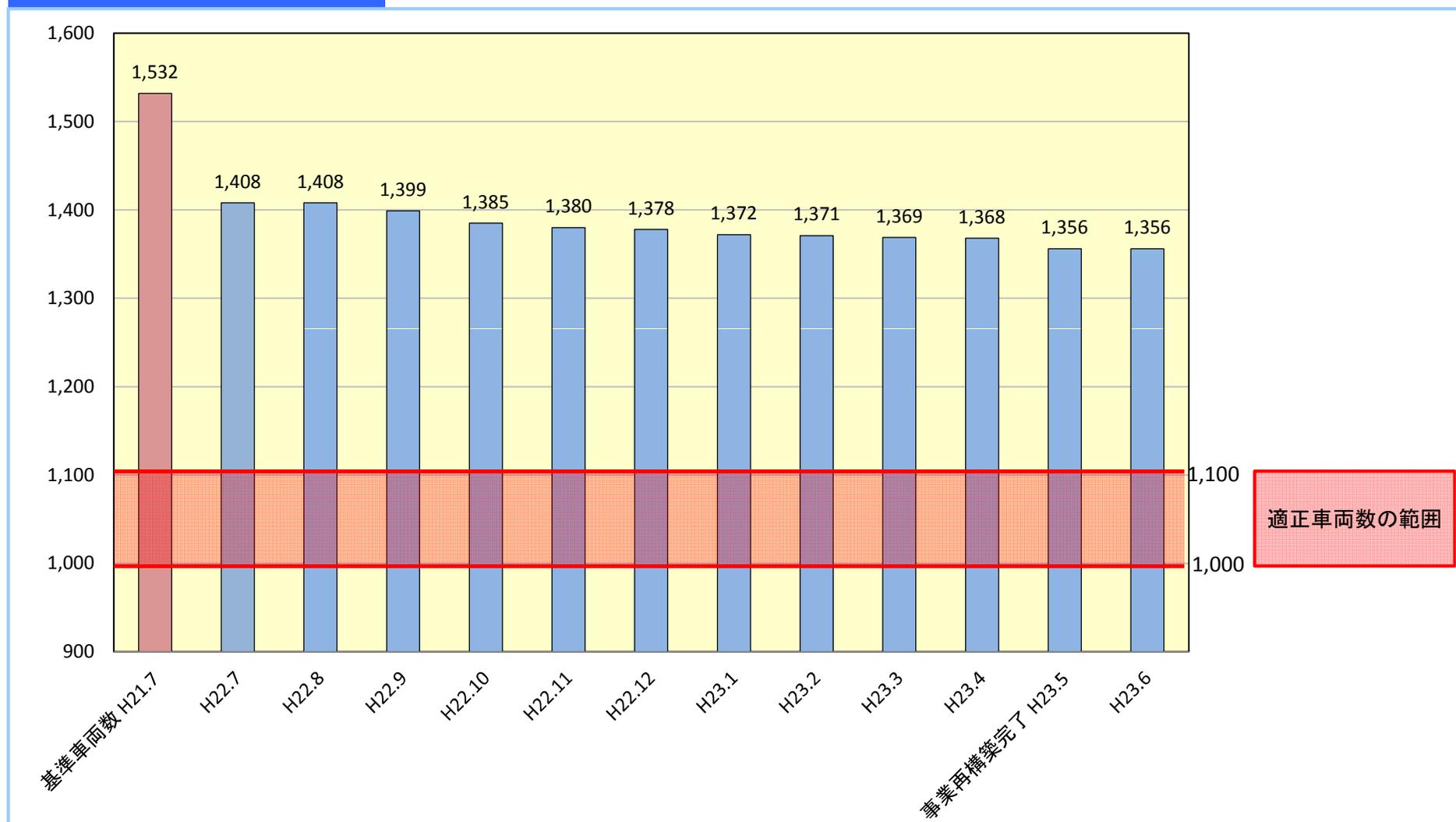
1. 事業再構築(減・休車)の認定・実施状況(東葛地区)

法人タクシー



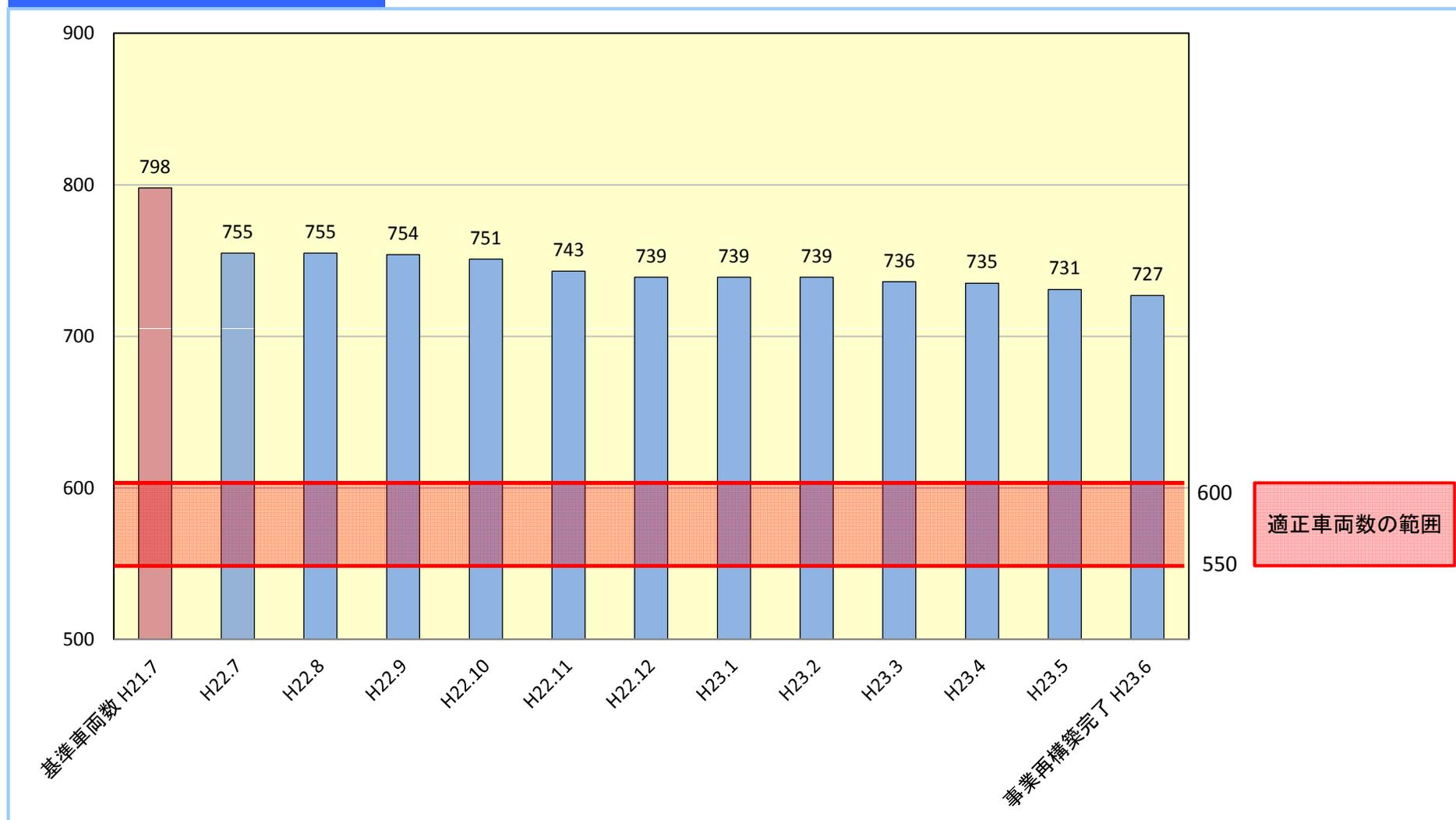
1. 事業再構築(減・休車)の認定・実施状況(千葉地区)

法人タクシー



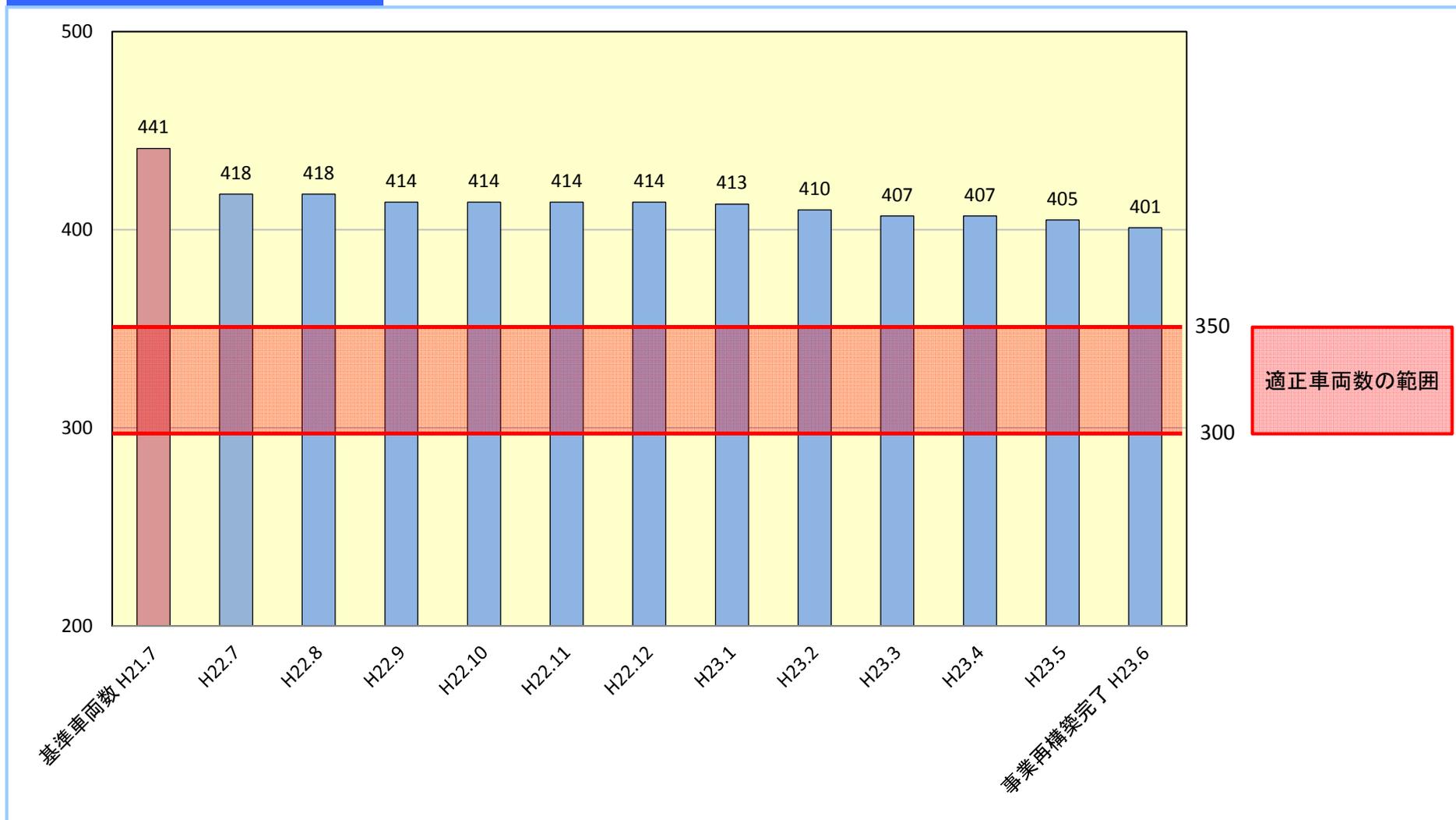
1. 事業再構築(減・休車)の認定・実施状況(北総地区)

法人タクシー



1. 事業再構築(減・休車)の認定・実施状況(市原地区)

法人タクシー



2. 各事業者ごとの事業再構築(減・休車)の認定・実施状況(東葛地区)

法人タクシー

平成23年9月30日現在

No	事業者名	交通圏	基準車両数	新規・増車数	減車数 (運送法)	減車数 (事業再構築)	認定後車両数	総減休車数	総減休車率
1	合同タクシー(株)	東葛	121	0	0	14	107	14	11.6%
2	マツタクシー(株)イースタン	東葛	103	0	6	5	92	11	10.7%
3	株柏タクシー	東葛	91	0	5	6	80	11	12.1%
4	千葉タクシー(株)[柏]	東葛	76	0	5	4	67	9	11.8%
5	スタータクシー(株)	東葛	50	0	3	3	44	6	12.0%
6	株ダブルユータクシー	東葛	49	0	0	5	44	5	10.2%
7	株襟山交通	東葛	46	0	0	6	40	6	13.0%
8	丸正交通(有)	東葛	38	0	2	2	34	4	10.5%
9	飛鳥交通千葉(株)	東葛	37	0	2	3	32	5	13.5%
10	朝日自動車(株)	東葛	37	0	2	0	35	2	5.4%
11	(有)光ヶ丘タクシー	東葛	36	0	5	0	31	5	13.9%
12	今井タクシー(有)	東葛	35	0	2	2	31	4	11.4%
13	富士タクシー(有)	東葛	33	0	0	2	31	2	6.1%
14	(有)北柏交通	東葛	31	0	0	0	31	0	0.0%
15	小金タクシー(有)	東葛	30	0	0	2	28	2	6.7%
16	(有)東葛運転代行社	東葛	29	0	0	4	25	4	13.8%
17	小金交通(株)	東葛	28	0	0	3	25	3	10.7%
18	我孫子交通(株)	東葛	27	0	1	2	24	3	11.1%
19	流山タクシー(有)	東葛	26	0	0	1	25	1	3.8%
20	豊島交通(株)	東葛	26	0	4	0	22	4	15.4%
21	(有)東邦タクシー	東葛	25	0	0	2	23	2	8.0%
22	帝都あたごタクシー(株)	東葛	25	0	2	2	21	4	16.0%
23	第一富士交通(株)	東葛	25	0	0	3	22	3	12.0%
24	(有)石原タクシー	東葛	24	0	0	2	22	2	8.3%
25	(有)染谷交通	東葛	24	0	0	0	24	0	0.0%
26	沼南タクシー(有)	東葛	22	0	0	2	20	2	9.1%
27	花嶋タクシー(有)	東葛	19	0	1	1	17	2	10.5%
28	丸川タクシー(有)	東葛	16	0	2	1	13	3	18.8%
29	(有)富勢タクシー	東葛	15	0	2	0	13	2	13.3%
30	(有)新登交通	東葛	14	0	0	1	13	1	7.1%
31	(有)千代田観光	東葛	13	0	0	1	12	1	7.7%
32	株ニュー東豊	東葛	13	0	1	2	10	3	23.1%
33	(有)マイスター	東葛	10	0	0	1	9	1	10.0%
34	(有)ニューアリビラ	東葛	10	0	2	0	8	2	20.0%
35	ひばり交通(株)	東葛	10	0	1	1	8	2	20.0%
36	(有)運河タクシー	東葛	9	0	0	0	9	0	0.0%
37	関宿交通(有)	東葛	6	0	0	0	6	0	0.0%
38	北総交通(株)	東葛	6	0	1	0	5	1	16.7%
39	A R M T A X I(株)	東葛	6	0	0	1	5	1	16.7%
40	三葉恒産(株)	東葛	5	0	0	0	5	0	0.0%
			1,246	0	49		1,113	133	10.7%

2. 各事業者ごとの事業再構築(減・休車)の認定・実施状況(千葉地区)

法人タクシー

平成23年9月30日現在

No	事業者名	交通圏	基準車両数	新規・増車数	減車数 (運送法)	減車数 (事業再構築)	認定後車両数	総減休車数	総減休車率
1	エミタスタクシー(株)	千葉	178	0	14	6	158	20	11.2%
2	千葉構内タクシー(株)	千葉	129	0	7	7	115	14	10.9%
3	銚子毛構内タクシー	千葉	80	0	6	3	71	9	11.3%
4	富士タクシー(株)	千葉	70	0	4	4	62	8	11.4%
5	小湊鉄道タクシー(株)	千葉	63	0	9	0	54	9	14.3%
6	西千葉タクシー(株)	千葉	60	0	3	4	53	7	11.7%
7	三ツ矢タクシー(株)	千葉	53	0	3	4	46	7	13.2%
8	エスエストランスポート(株)	千葉	48	0	6	0	42	6	12.5%
9	飛鳥交通千葉(株)	千葉	48	0	3	3	42	6	12.5%
10	千葉タクシー(株)[千葉]	千葉	47	0	3	3	41	6	12.8%
11	銚子ニュー千都タクシー	千葉	42	0	3	3	36	6	14.3%
12	南第一構内タクシー	千葉	42	0	3	3	36	6	14.3%
13	株スター交通	千葉	35	0	1	4	30	5	14.3%
14	株鹿野タクシー	千葉	34	0	2	0	32	2	5.9%
15	新興タクシー(有)	千葉	34	0	2	0	32	2	5.9%
16	西岬観光(株)	千葉	34	0	5	0	29	5	14.7%
17	両総交通(株)	千葉	30	0	2	0	28	2	6.7%
18	株椿森タクシー	千葉	30	0	2	0	28	2	6.7%
19	株藤我タクシー	千葉	30	0	2	0	28	2	6.7%
20	浅間タクシー(有)	千葉	28	0	3	0	25	3	10.7%
21	本千葉タクシー(株)	千葉	27	0	2	0	25	2	7.4%
22	坂月タクシー(株)	千葉	27	0	2	0	25	2	7.4%
23	白山自動車交通(有)	千葉	26	0	2	2	22	4	15.4%
24	さかい陸運倉庫(株)	千葉	25	0	1	1	23	2	8.0%
25	銚子ダイヤタクシー	千葉	24	0	2	0	22	2	8.3%
26	株ウルマツアールサービス	千葉	22	0	1	0	21	1	4.5%
27	銚子千葉港交通	千葉	17	0	1	0	16	1	5.9%
28	長沼交通(有)	千葉	16	0	1	0	15	1	6.3%
29	銚子検見川交通	千葉	16	0	1	0	15	1	6.3%
30	さつき交通(株)	千葉	16	0	1	0	15	1	6.3%
31	和光タクシー(株)	千葉	16	0	1	0	15	1	6.3%
32	大房交通(有)	千葉	15	0	1	2	12	3	20.0%
33	南東部交通	千葉	15	0	0	1	14	1	6.7%
34	山川タクシー(有)	千葉	14	0	1	0	13	1	7.1%
35	株すみれタクシー	千葉	14	0	1	0	13	1	7.1%
36	協和交通(有)	千葉	13	0	1	0	12	1	7.7%
37	ニュー千葉タクシー(有)	千葉	12	0	1	0	11	1	8.3%
38	銚子はなそのタクシー	千葉	12	0	1	0	11	1	8.3%
39	まるばやし交通(株)	千葉	12	0	0	1	11	1	8.3%
40	船橋交通(株)	千葉	12	0	0	1	11	1	8.3%
41	日の丸自動車(株)	千葉	10	0	1	0	9	1	10.0%
42	銚子天台タクシー	千葉	9	0	1	0	8	1	11.1%
43	東洋タクシー(有)	千葉	9	0	0	0	9	0	0.0%
44	なかやタクシー(有)	千葉	8	0	1	0	7	1	12.5%
45	南総タクシー(株)	千葉	6	0	0	0	6	0	0.0%
／	【廃止】都自動車(株)	千葉	24	0	24	0	0	24	100.0%
			1,532	0	131	52	1,349	183	11.9%

2. 各事業者ごとの事業再構築(減・休車)の認定・実施状況(北総地区)

法人タクシー

平成23年9月30日現在

No	事業者名	交通圏	基準車両数	新規・増車数	減車数 (運送法)	減車数 (事業再構築)	認定後車両数	総減休車数	総減休車率
1	㈱千葉交タクシー	北総	74	0	2	6	66	8	10.8%
2	佐倉交通㈱	北総	64	0	4	3	57	7	10.9%
3	参光タクシー(株)	北総	49	0	3	2	44	5	10.2%
4	(有)芝山タクシー	北総	48	0	3	3	42	6	12.5%
5	三ツ矢タクシー(株)	北総	41	0	2	3	36	5	12.2%
6	成田タクシー(株)	北総	39	0	2	2	35	4	10.3%
7	エアポート交通(株)	北総	38	0	2	1	35	3	7.9%
8	成田エアポートタクシー(株)	北総	35	0	2	1	32	3	8.6%
9	八街タクシー(株)	北総	30	0	2	1	27	3	10.0%
10	志津タクシー(有)	北総	27	0	3	0	24	3	11.1%
11	(有)都市交通タクシー	北総	26	0	3	0	23	3	11.5%
12	国際空港交通(株)	北総	24	0	3	0	21	3	12.5%
13	船尾タクシー(有)	北総	23	0	0	2	21	2	8.7%
14	北総交通(株)	北総	21	0	0	3	18	3	14.3%
15	多古タクシー(有)	北総	20	0	2	0	18	2	10.0%
16	潤間乗用自動車(有)	北総	20	0	1	0	19	1	5.0%
17	さがみ交通リムジ(株)	北総	15	0	1	0	14	1	6.7%
18	北総自動車(株)	北総	15	0	1	0	14	1	6.7%
19	(有)大成交通	北総	15	0	2	0	13	2	13.3%
20	㈱千葉観光	北総	14	0	1	0	13	1	7.1%
21	(有)相互エアポートタクシー	北総	14	0	3	0	11	3	21.4%
22	佐原タクシー(株)	北総	12	0	1	0	11	1	8.3%
23	(有)神崎交通	北総	12	0	0	0	12	0	0.0%
24	ニュー成田交通(株)	北総	11	0	0	1	10	1	9.1%
25	東関交通(株)	北総	10	0	0	0	10	0	0.0%
26	(合)小見川タクシー	北総	10	0	1	0	9	1	10.0%
27	㈱相互自動車	北総	10	0	2	0	8	2	20.0%
28	さがみ交通白井(有)	北総	10	0	1	0	9	1	10.0%
29	㈱ハロー・トキョー	北総	9	0	2	0	7	2	22.2%
30	東京エムケイ(株)	北総	8	0	3	0	5	3	37.5%
31	(有)本替タクシー	北総	8	0	2	0	6	2	25.0%
32	今井タクシー(有)	北総	7	0	0	0	7	0	0.0%
33	松崎交通(株)	北総	6	0	0	0	6	0	0.0%
34	(有)誠タクシー	北総	6	0	0	1	5	1	16.7%
35	(有)白井タクシー	北総	6	0	0	0	6	0	0.0%
36	坂月タクシー(株)	北総	6	0	0	0	6	0	0.0%
37	(有)相孝	北総	5	0	0	0	5	0	0.0%
38	(有)東庄タクシー	北総	5	0	0	0	5	0	0.0%
39	(有)府馬タクシー	北総	4	0	0	0	4	0	0.0%
40	㈱GMI	北総	1	0	0	0	1	0	0.0%
41	㈱芝山観光	北総	0	5	0	0	5	-5	#DIV/0!
			798	5	54	29	720	78	9.8%

2. 各事業者ごとの事業再構築(減・休車)の認定・実施状況(市原地区)

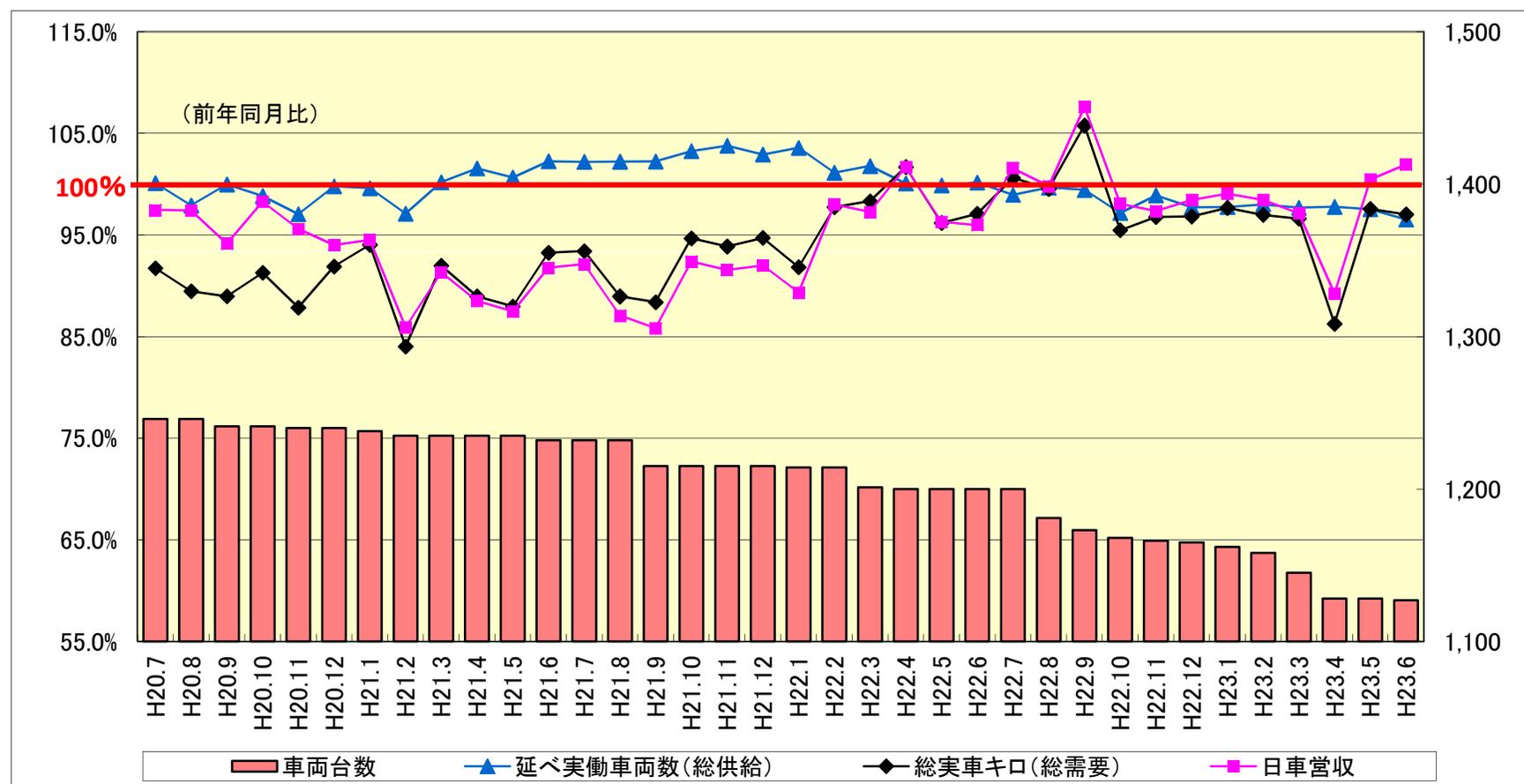
法人タクシー

平成23年9月30日現在

No	事業者名	交通圏	基準車両数	新規・増車数	減車数 (運送法)	減車数 (事業再構築)	認定後車両数	総減休車数	総減休車率
1	(株)ウルマツア-リングサービス	市原	96	0	4	7	85	11	11.5%
2	小湊タクシー(株)	市原	54	0	3	4	47	7	13.0%
3	市原ベイタクシー(株)	市原	35	0	4	1	30	5	14.3%
4	姉ヶ崎タクシー(株)	市原	33	0	0	4	29	4	12.1%
5	白鳥タクシー(有)	市原	28	0	0	3	25	3	10.7%
6	(有)潤井戸タクシー	市原	28	0	2	1	25	3	10.7%
7	市原興業(株)	市原	28	0	3	0	25	3	10.7%
8	千葉交通興業(有)	市原	24	0	0	3	21	3	12.5%
9	(有)川岸タクシー	市原	23	0	2	1	20	3	13.0%
10	(有)丸恵タクシー	市原	20	0	2	0	18	2	10.0%
11	(有)鶴岡タクシー	市原	14	0	3	0	11	3	21.4%
12	辰巳興業(株)	市原	12	0	0	2	10	2	16.7%
13	牛久タクシー(株)	市原	11	0	1	0	10	1	9.1%
14	南総タクシー(有)	市原	10	0	1	1	8	2	20.0%
15	(有)市原タクシー	市原	10	0	0	1	9	1	10.0%
16	市原ひかりタクシー(有)	市原	10	0	1	0	9	1	10.0%
17	(有)馬立タクシー	市原	5	0	0	0	5	0	0.0%
			441	0	26	28	387	54	12.2%

3. 車両数と総需要量、総供給量、日車營收の推移(東葛地区)

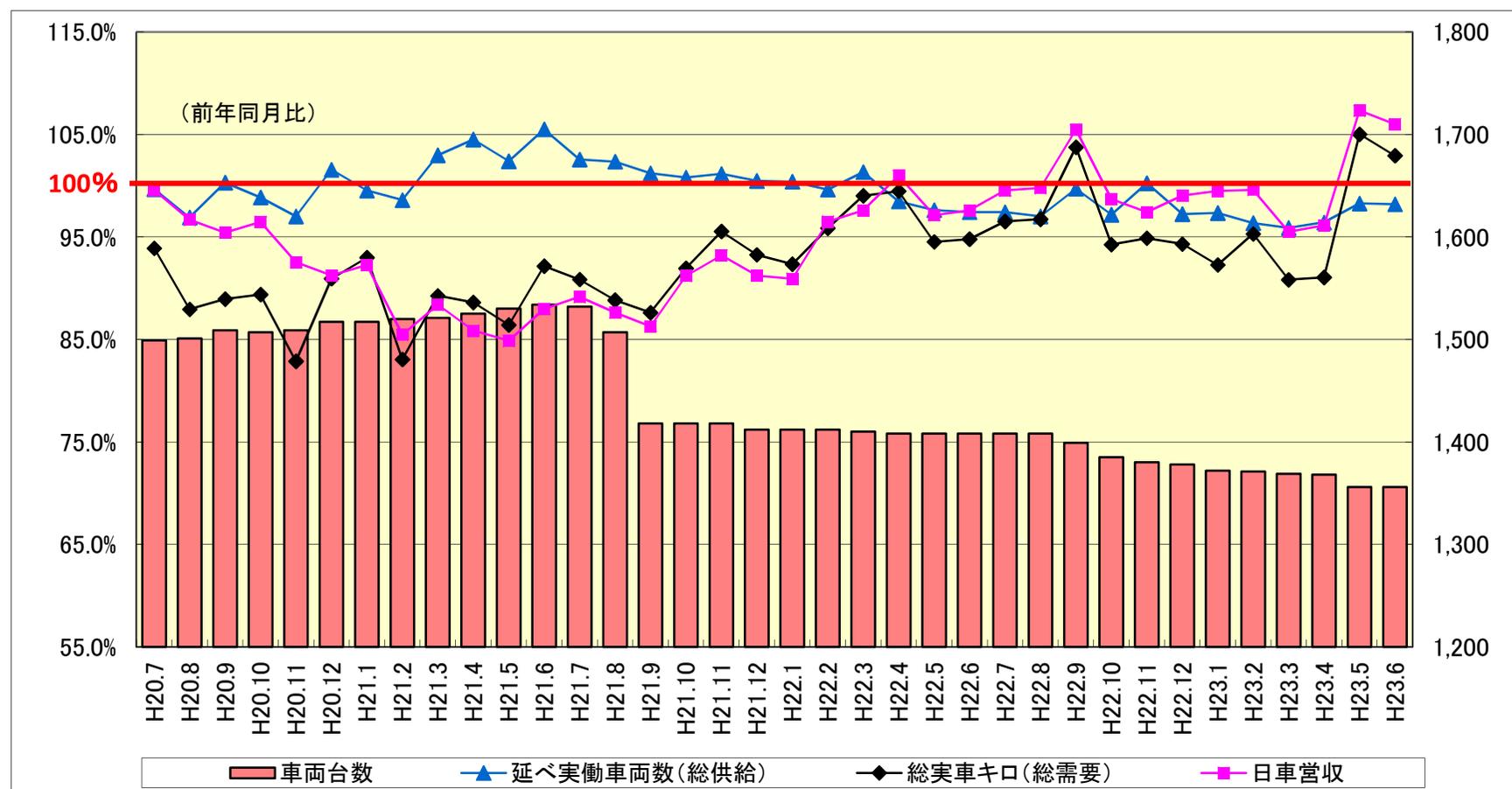
総需要量(総実車キロ)は低迷が続いており、直近でもほぼ水面下での推移となっている。
 供給面では、特定事業計画の認定を受けて事業再構築(減休車)が進んでいることから、総供給量(延べ実働車両数)は、着実に減少している。
 一方、日車營收は、平成21年10月のタクシー適正化・活性化法施行以降、若干回復傾向となっており、これは供給量の減少が下支えしているものとみられる。



3. 車両数と総需要量、総供給量、日車營收の推移(千葉地区)

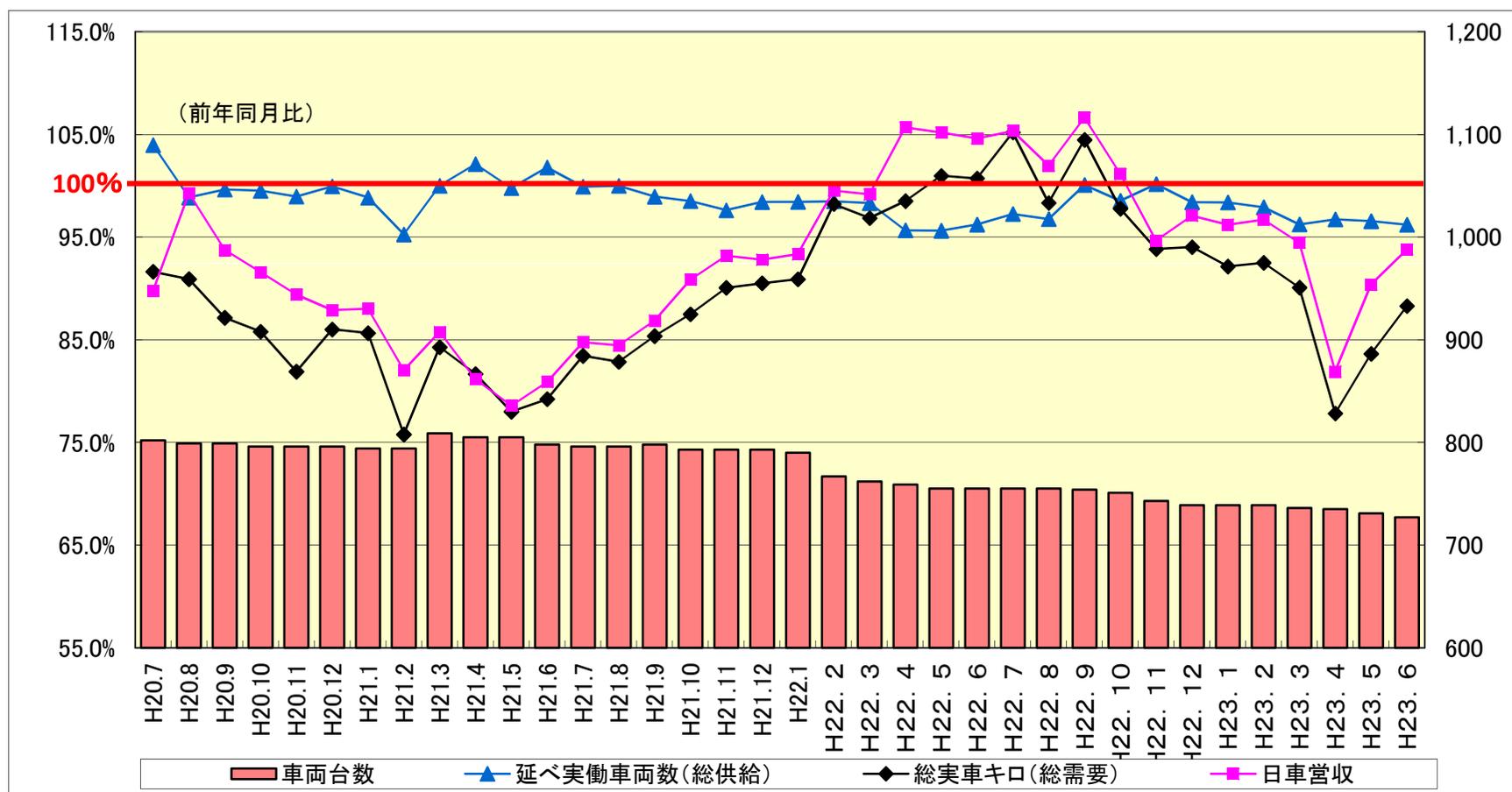
総需要量(総実車キロ)は低迷が続いていたが、直近の5、6月は大地震による家屋調査等の需要増加により前年同月比を上回っている。供給面では、特定事業計画の認定を受けて事業再構築(減休車)が進んでいることから、総供給量(延べ実働車両数)は、着実に減少している。

一方、日車營收は、平成21年10月のタクシー適正化・活性化法施行以降、若干回復傾向となっており、これは供給量の減少が下支えしているものとみられる。



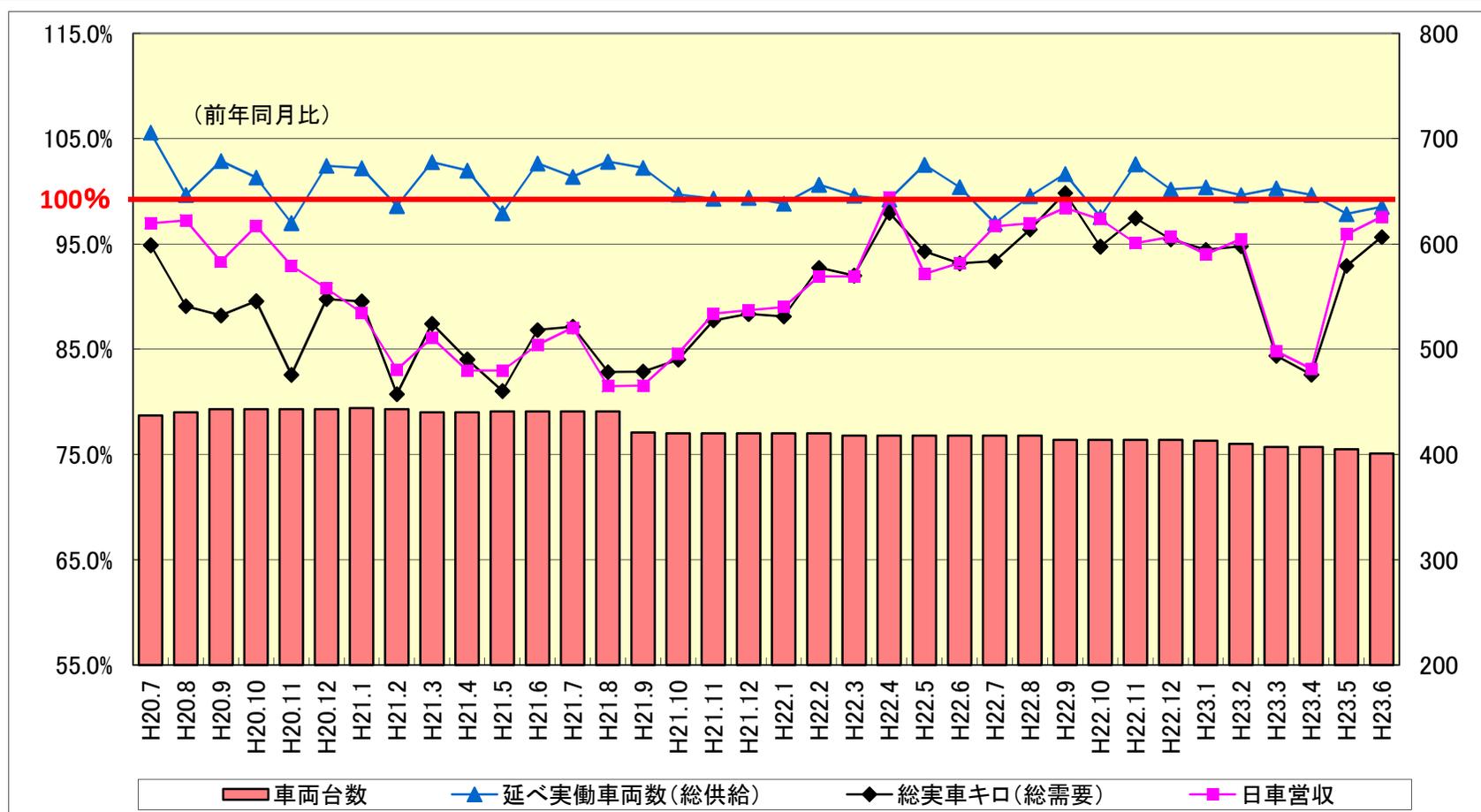
3. 車両数と総需要量、総供給量、日車營收の推移(北総地区)

総需要量(総実車キロ)は低迷が続いており、直近でもほぼ水面下での推移となっている。
 供給面では、特定事業計画の認定を受けて事業再構築(減休車)が進んでいることから、総供給量(延べ実働車両数)は、着実に減少している。
 一方、日車營收は、平成21年10月のタクシー適正化・活性化法施行以降、若干回復傾向となってきており、これは供給量の減少が下支えしているものとみられる。



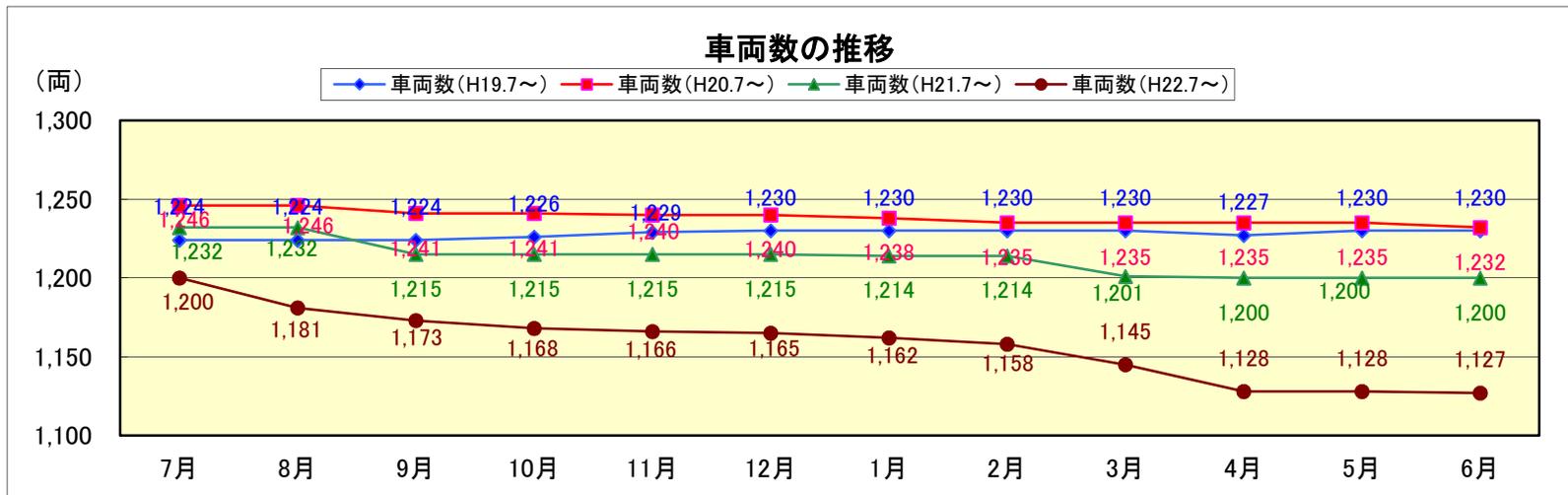
3. 車両数と総需要量、総供給量、日車營收の推移(市原地区)

総需要量(総実車キロ)は低迷が続いており、直近でもほぼ水面下での推移となっている。
 供給面では、特定事業計画の認定を受けて事業再構築(減休車)が進んでいることから、総供給量(延べ実働車両数)は、着実に減少している。
 一方、日車營收は、平成21年10月のタクシー適正化・活性化法施行以降、若干回復傾向となってきており、これは供給量の減少が下支えしているものとみられる。

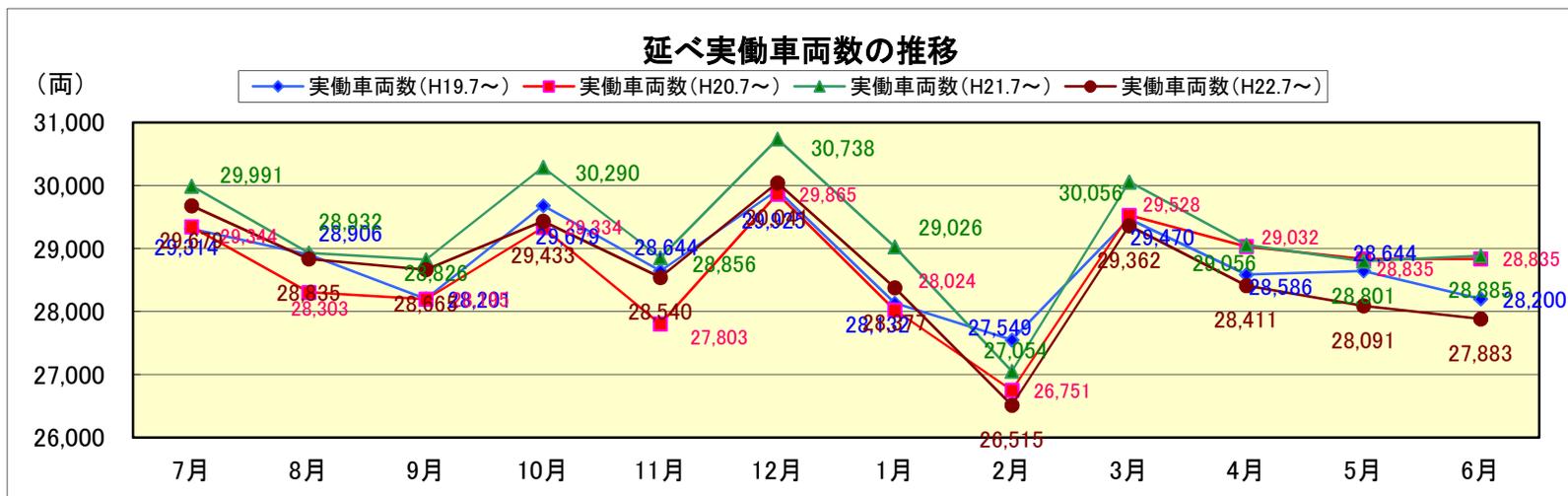


4. 各種指標の比較（東葛地区）〔1／3〕

車両数の推移

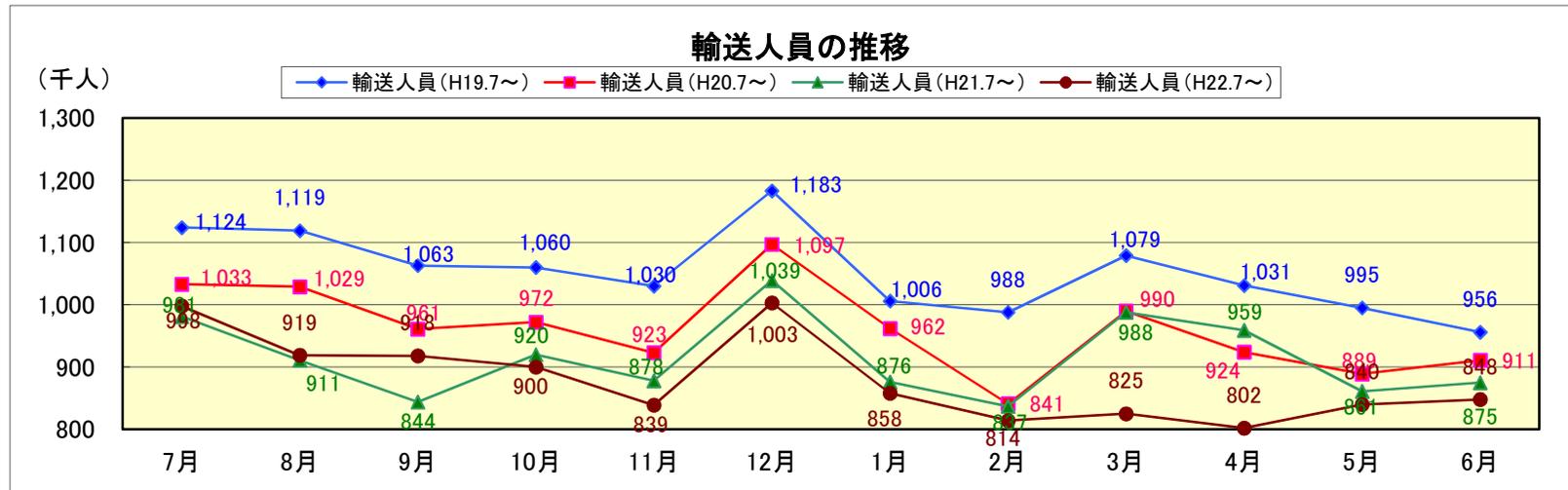


延べ実働車両数の推移

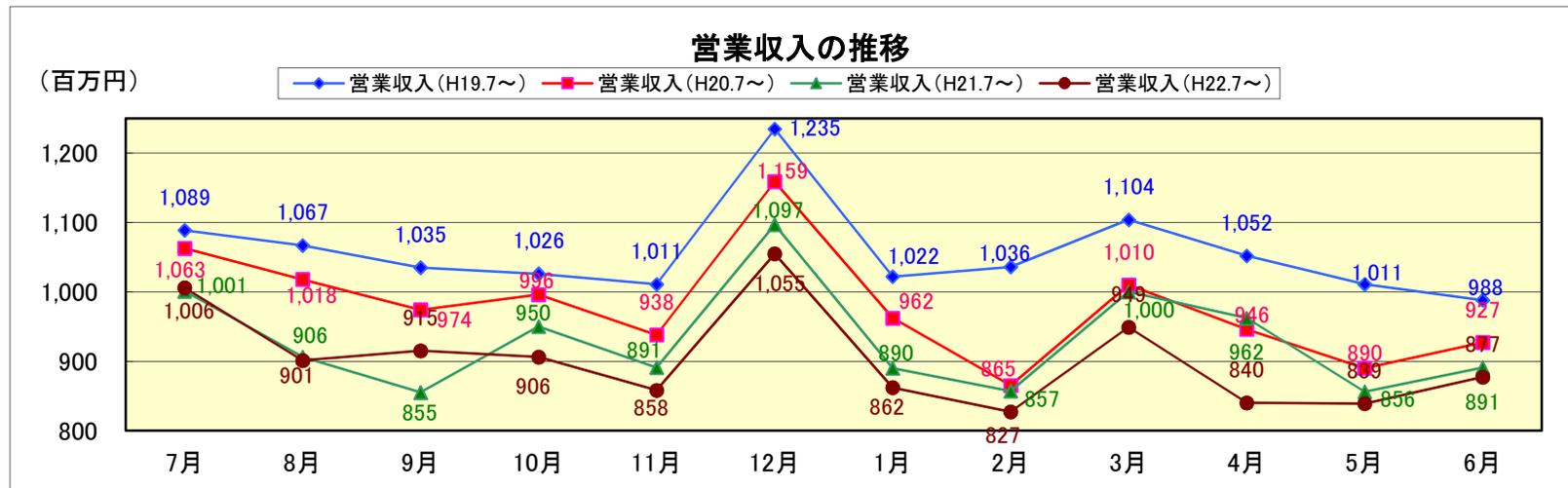


4. 各種指標の比較（東葛地区）〔2／3〕

輸送人員の推移

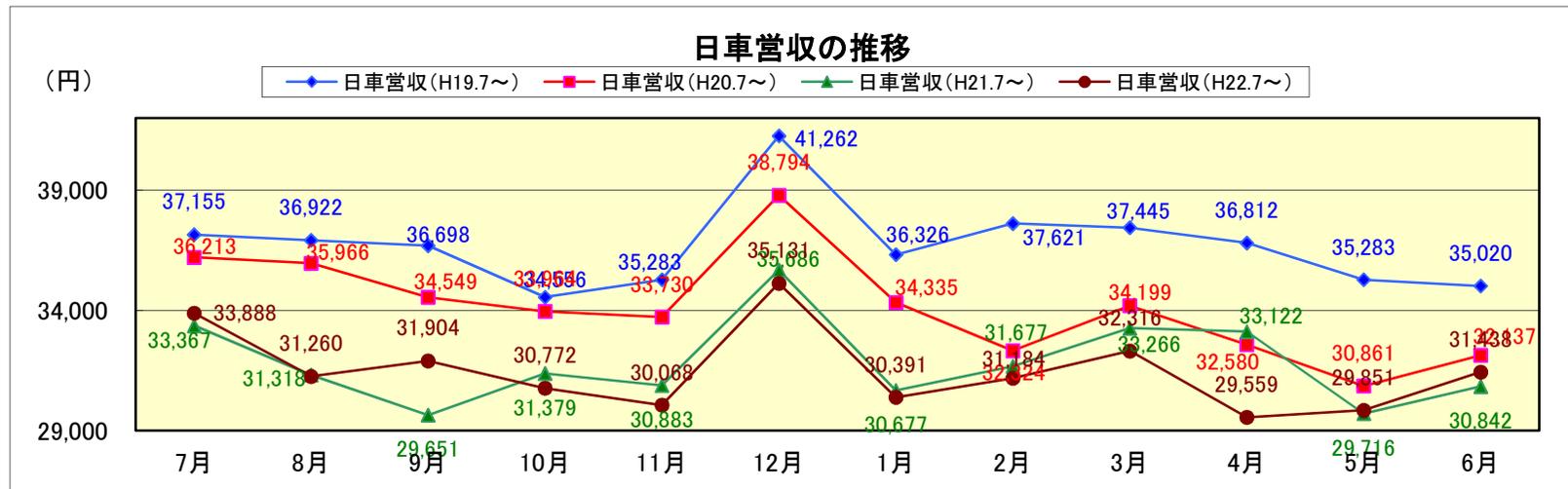


営業収入の推移

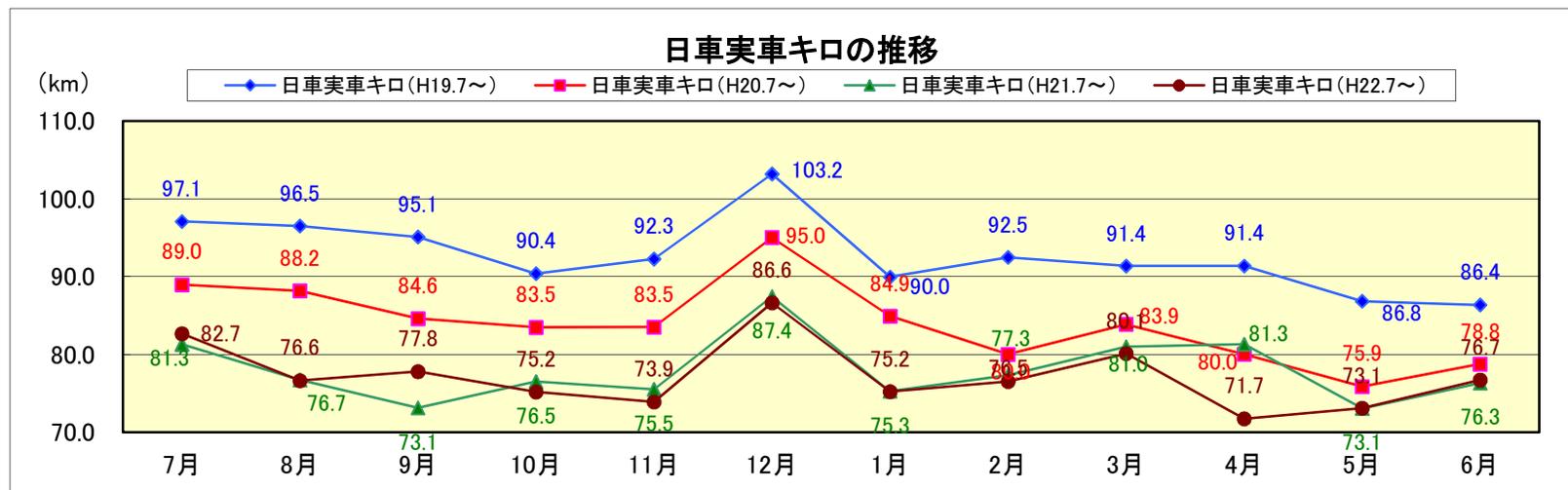


4. 各種指標の比較（東葛地区）〔3／3〕

日車營收の推移

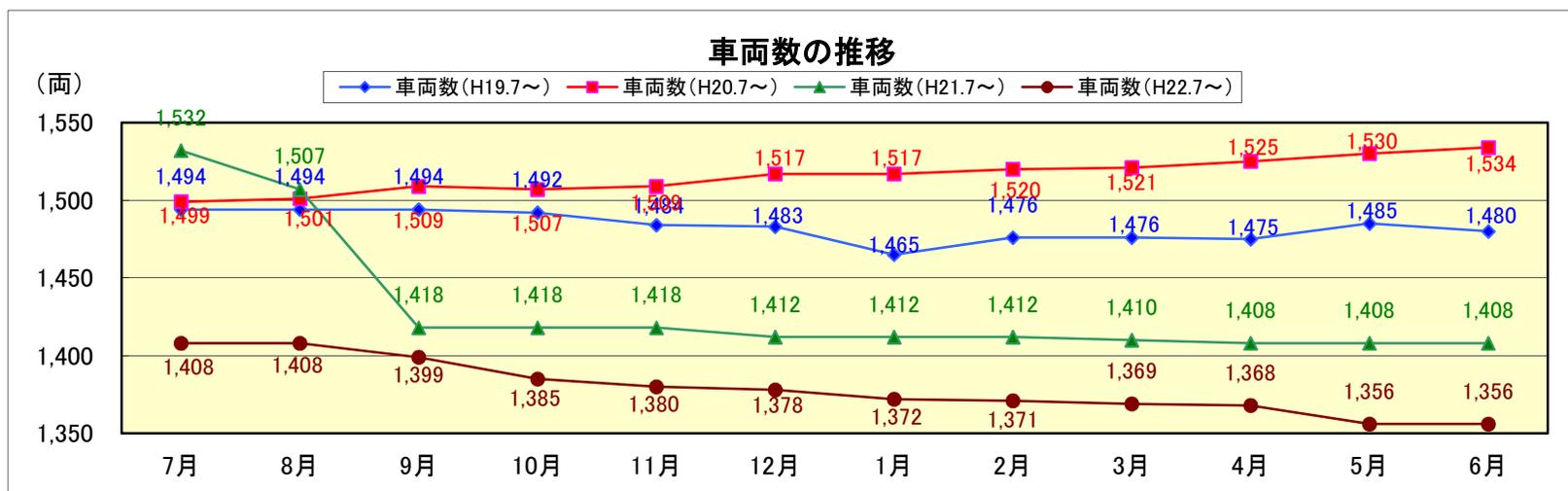


日車実車キロの推移

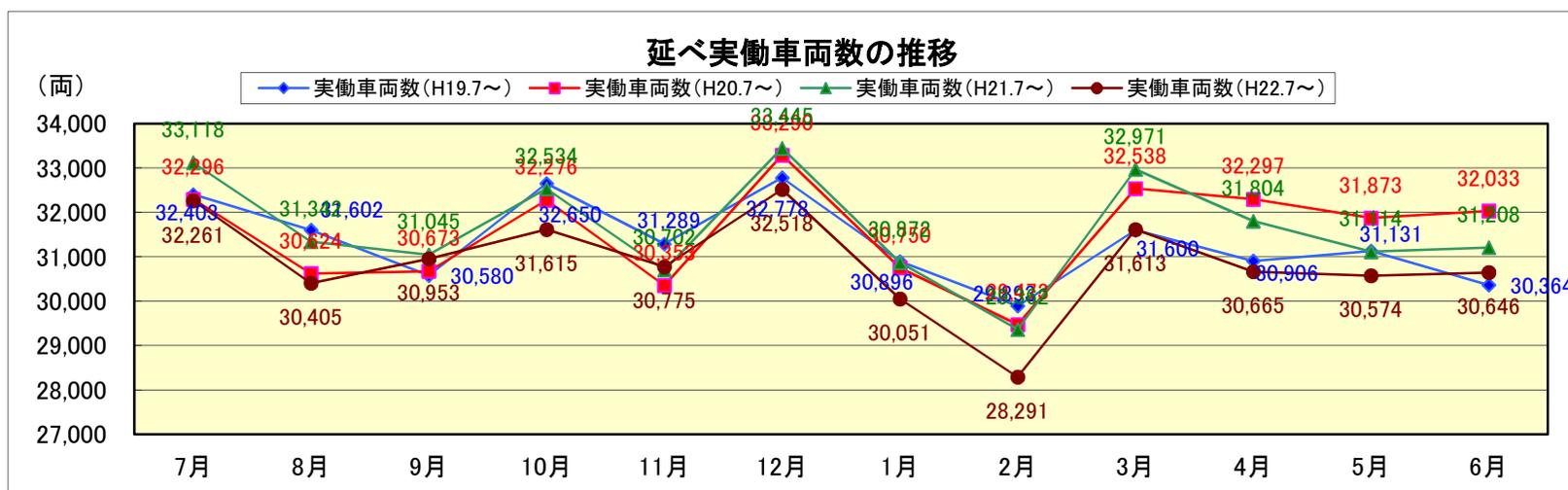


4. 各種指標の比較（千葉地区）〔1／3〕

車両数の推移

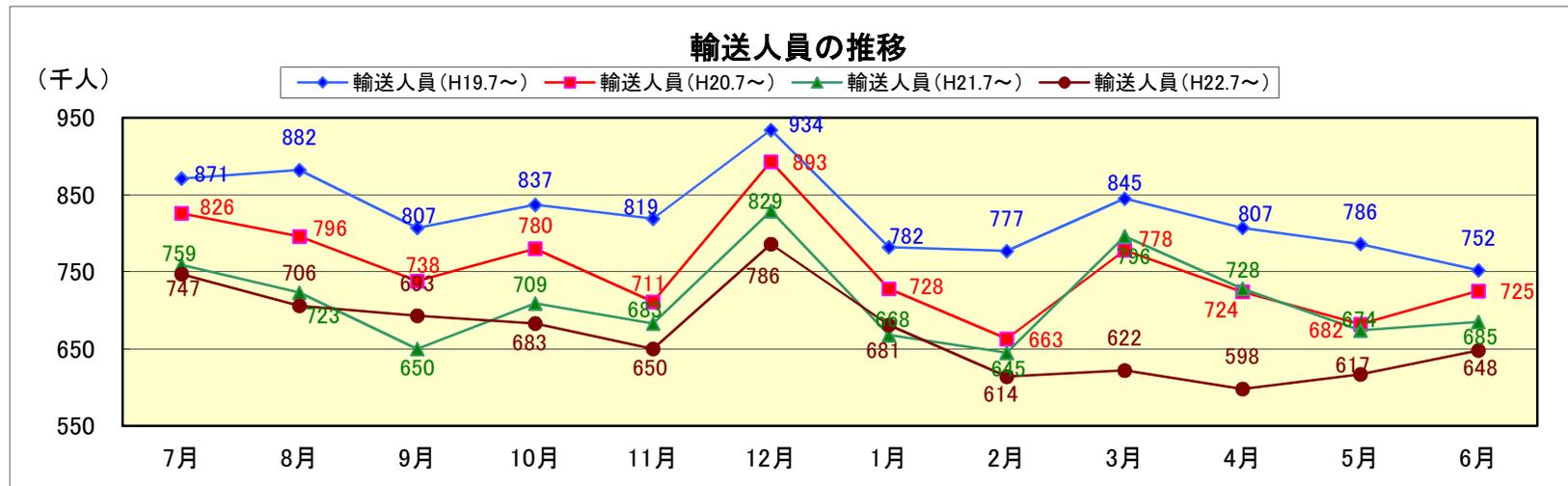


延べ実働車両数の推移

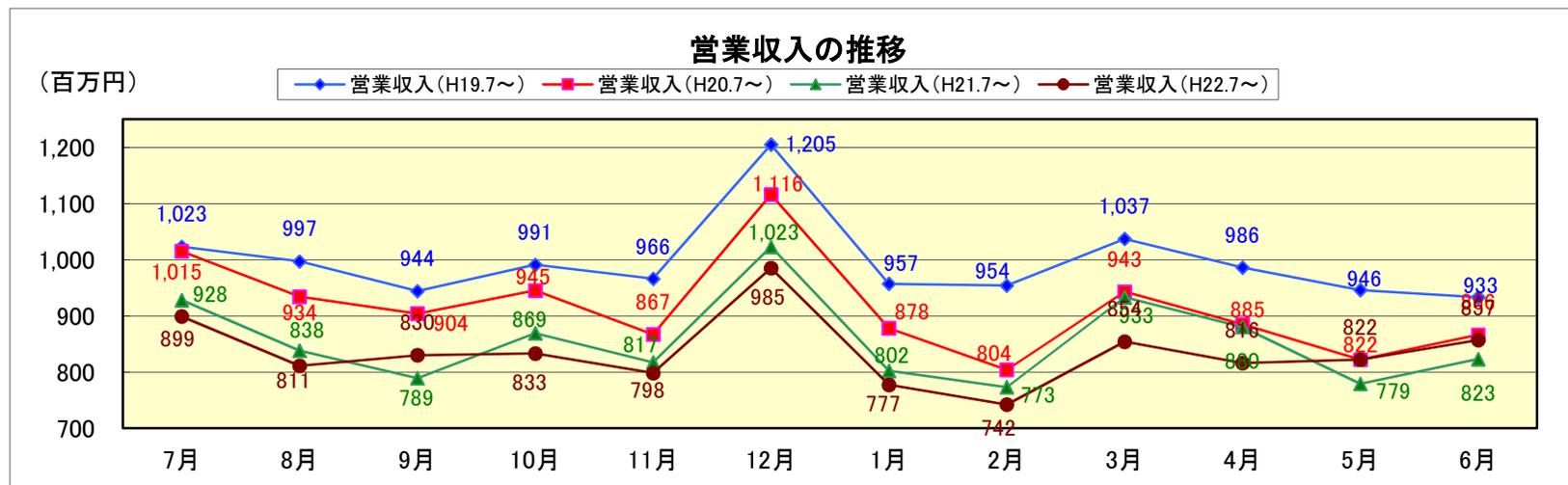


4. 各種指標の比較（千葉地区）〔2／3〕

輸送人員の推移

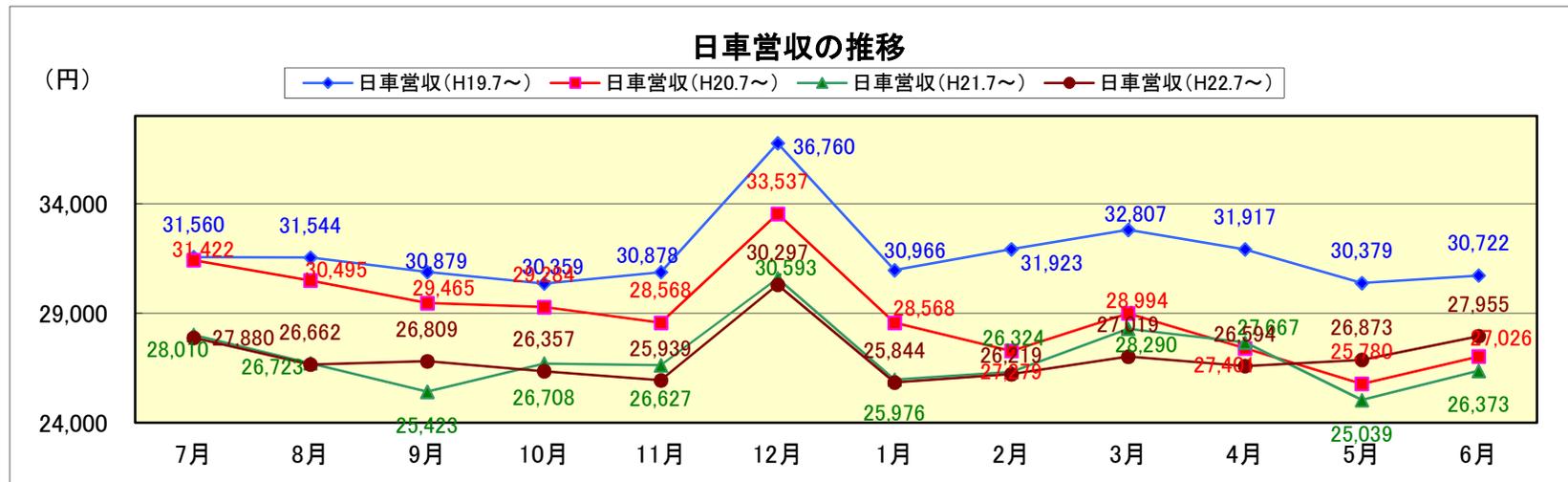


営業収入の推移

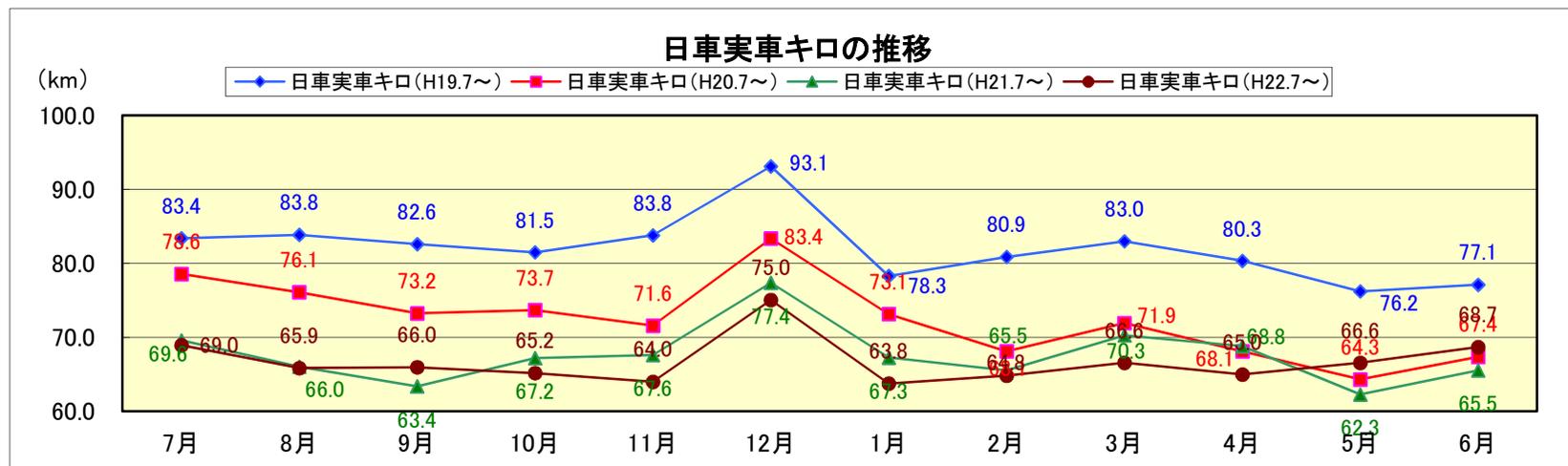


4. 各種指標の比較（千葉地区）〔3／3〕

日車營收の推移

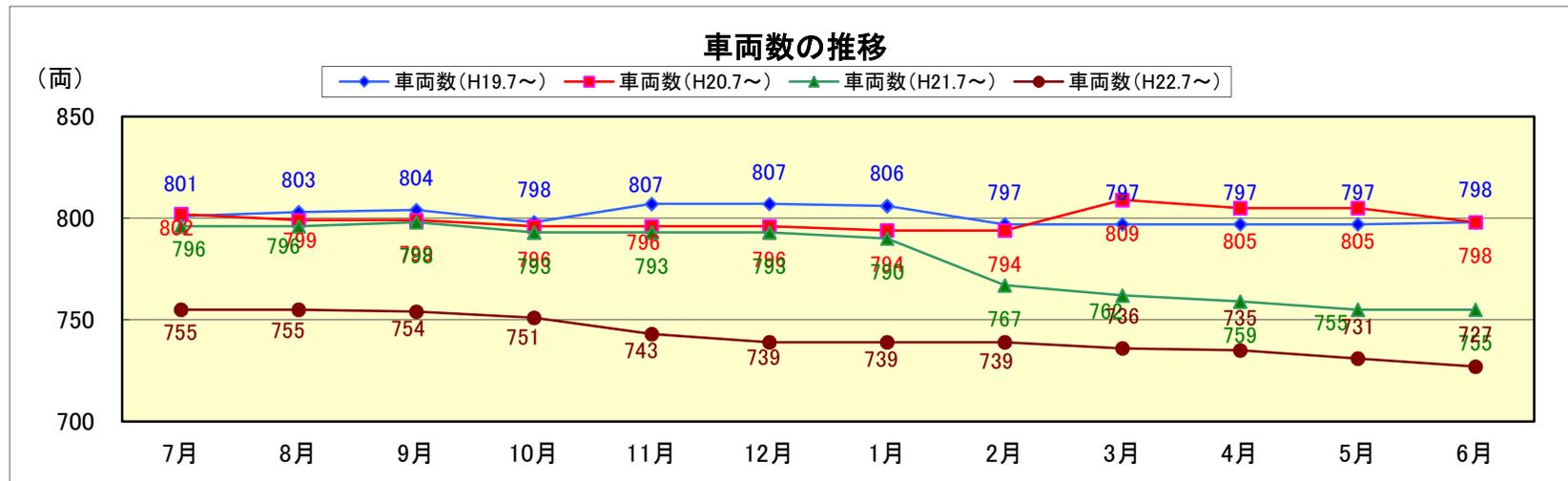


日車実車キロの推移

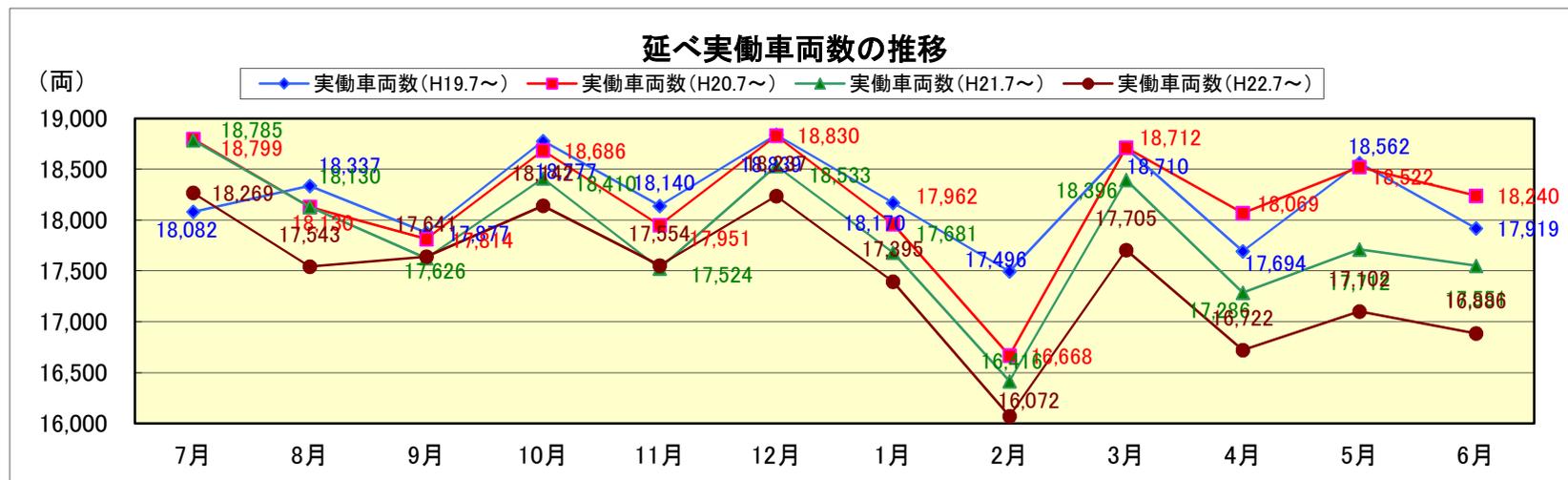


4. 各種指標の比較（北総地区）〔1／3〕

車両数の推移

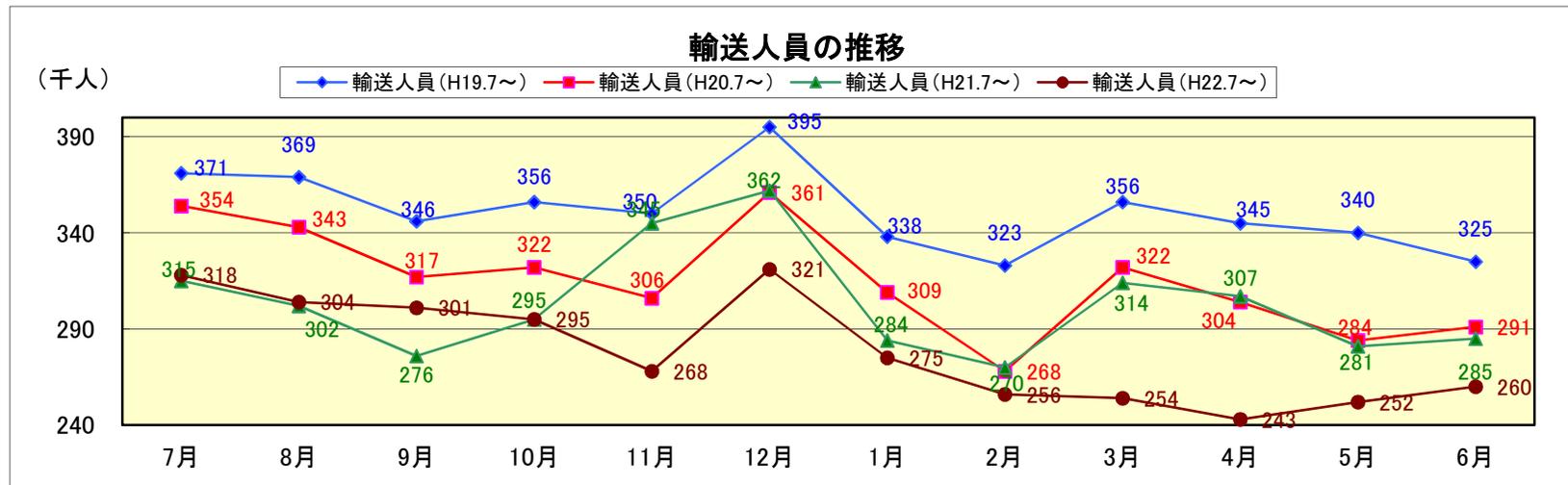


延べ実働車両数の推移

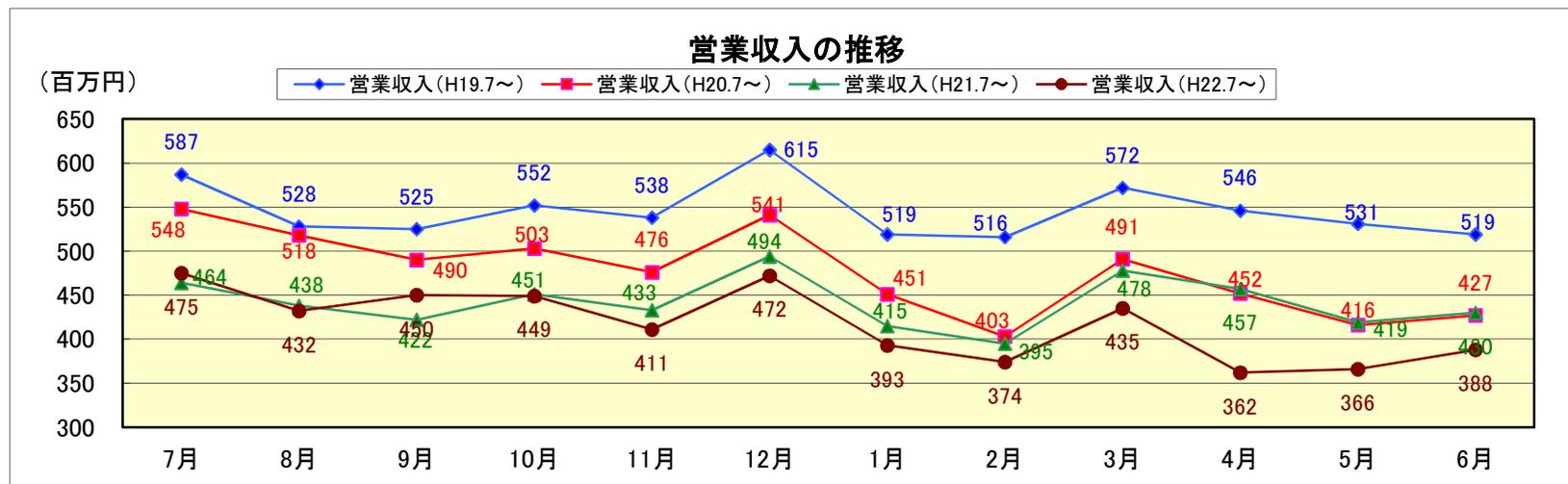


4. 各種指標の比較（北総地区）〔2／3〕

輸送人員の推移

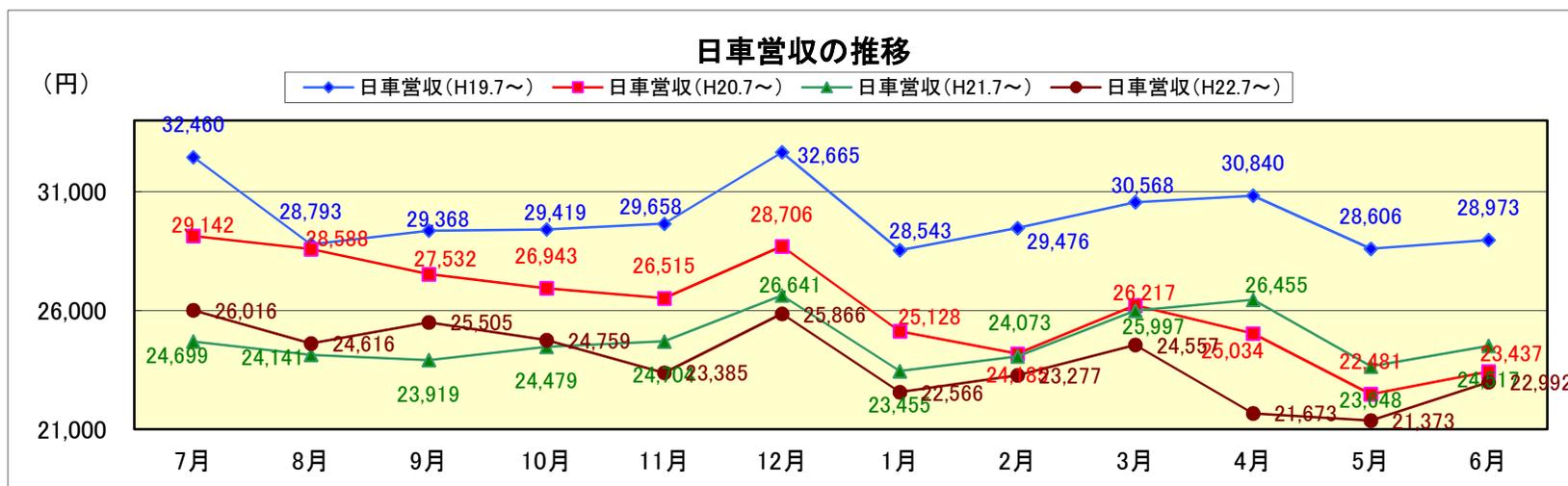


営業収入の推移

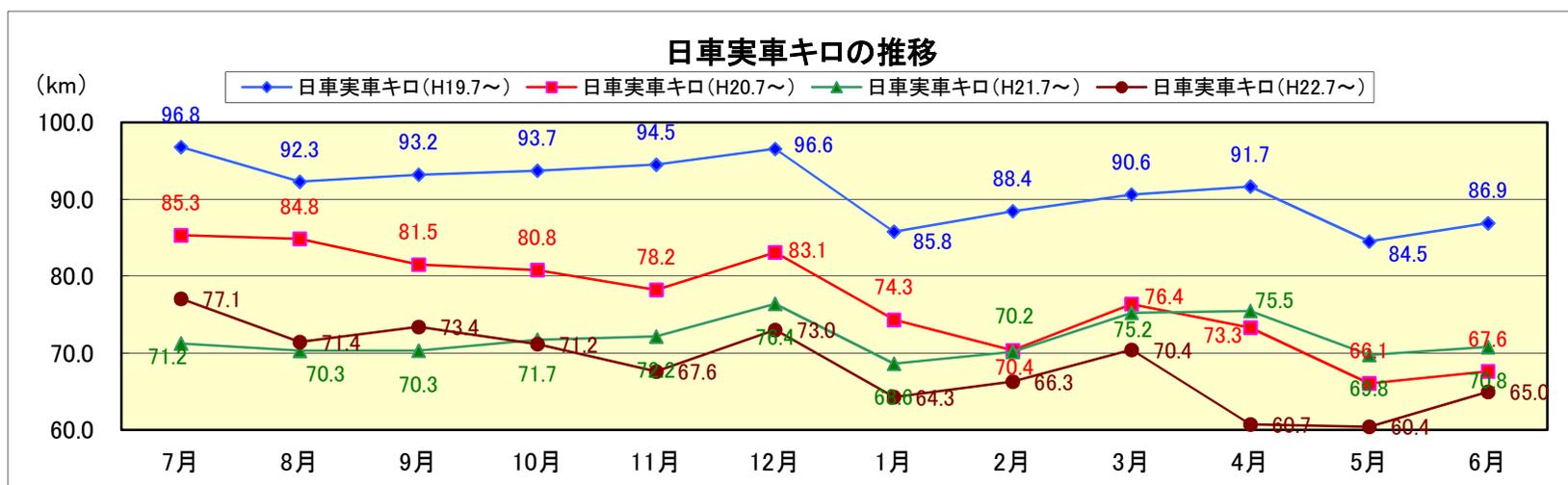


4. 各種指標の比較（北総地区）〔3／3〕

日車營收の推移

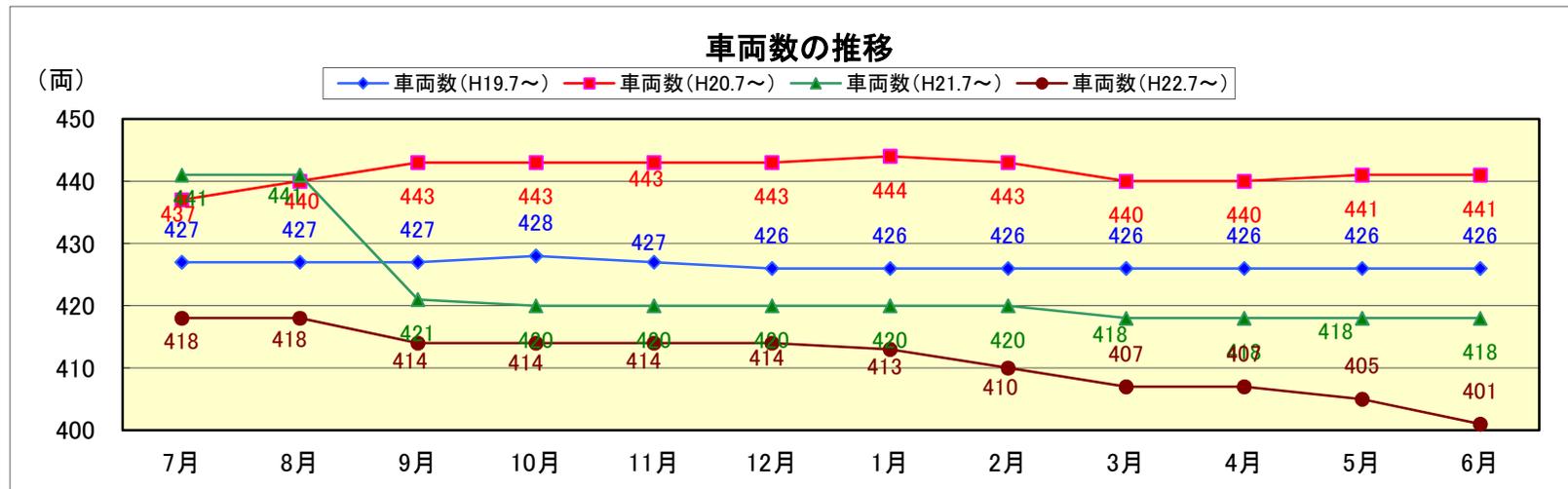


日車実車キロの推移

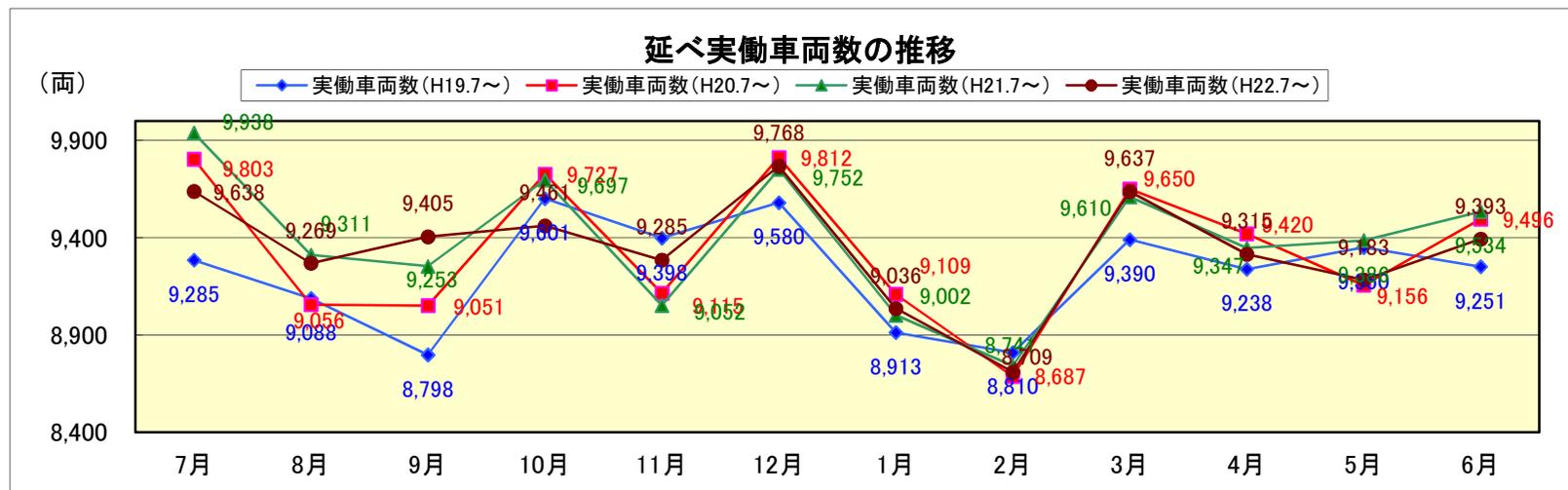


4. 各種指標の比較（市原地区）〔1／3〕

車両数の推移

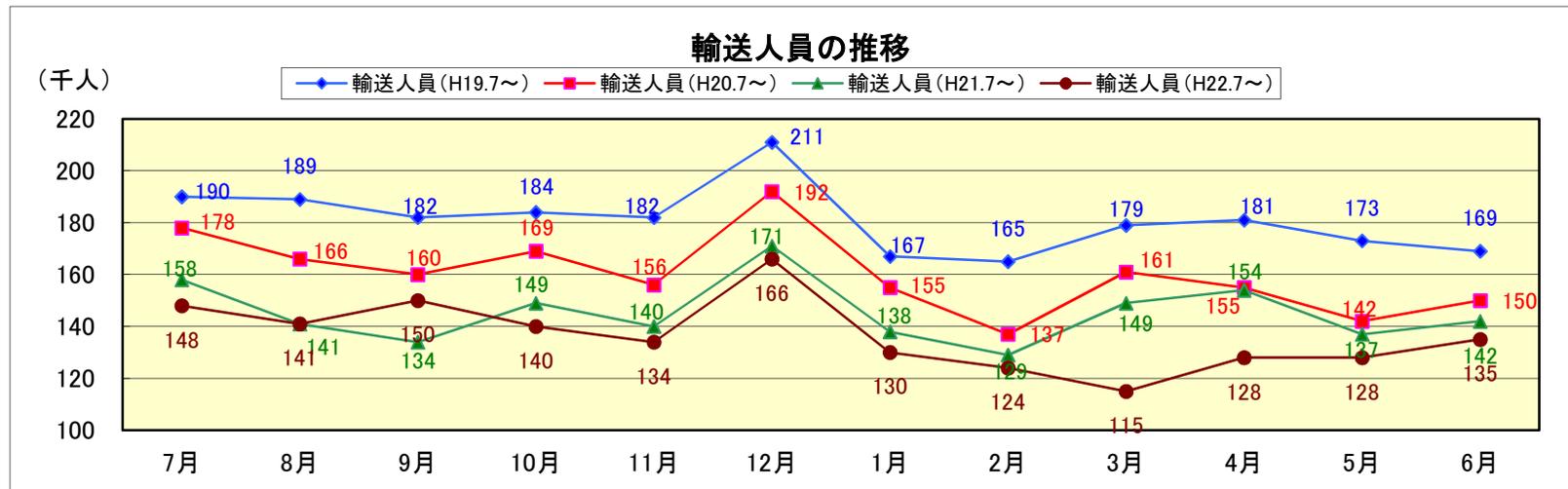


延べ実働車両数の推移

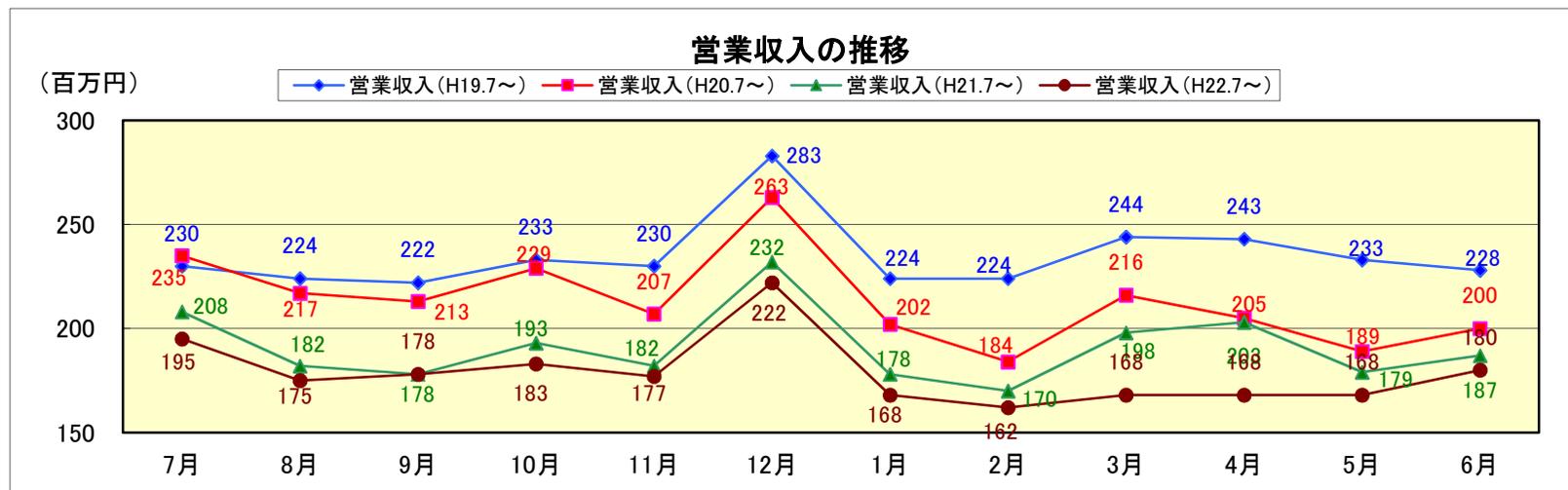


4. 各種指標の比較（市原地区）〔2／3〕

輸送人員の推移

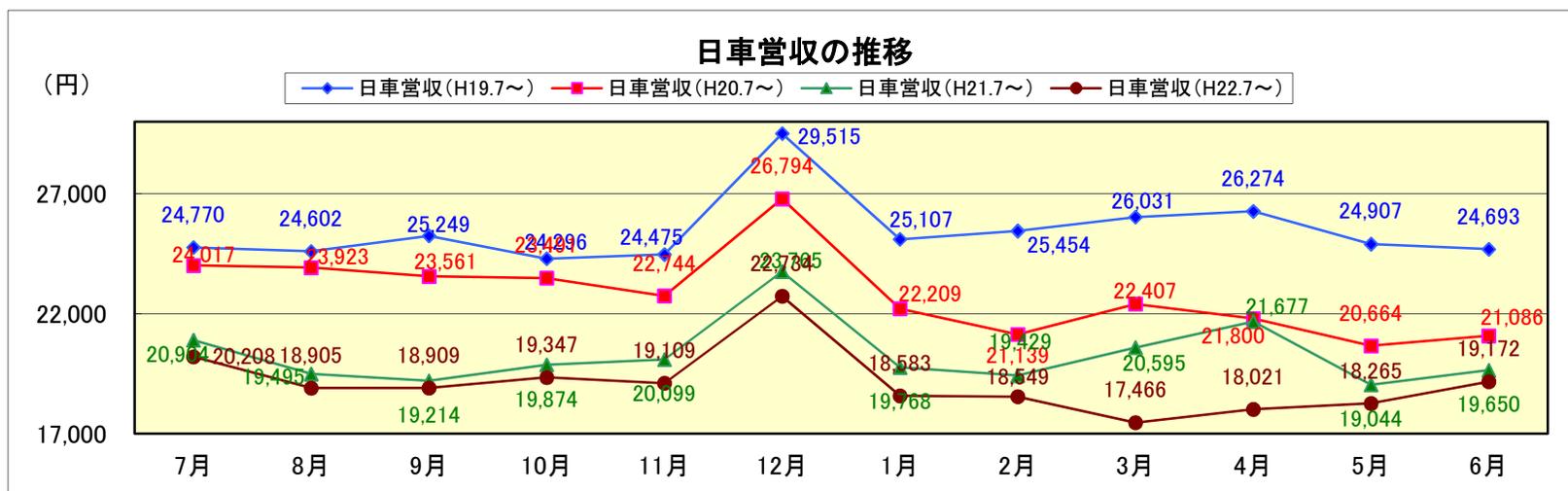


営業収入の推移

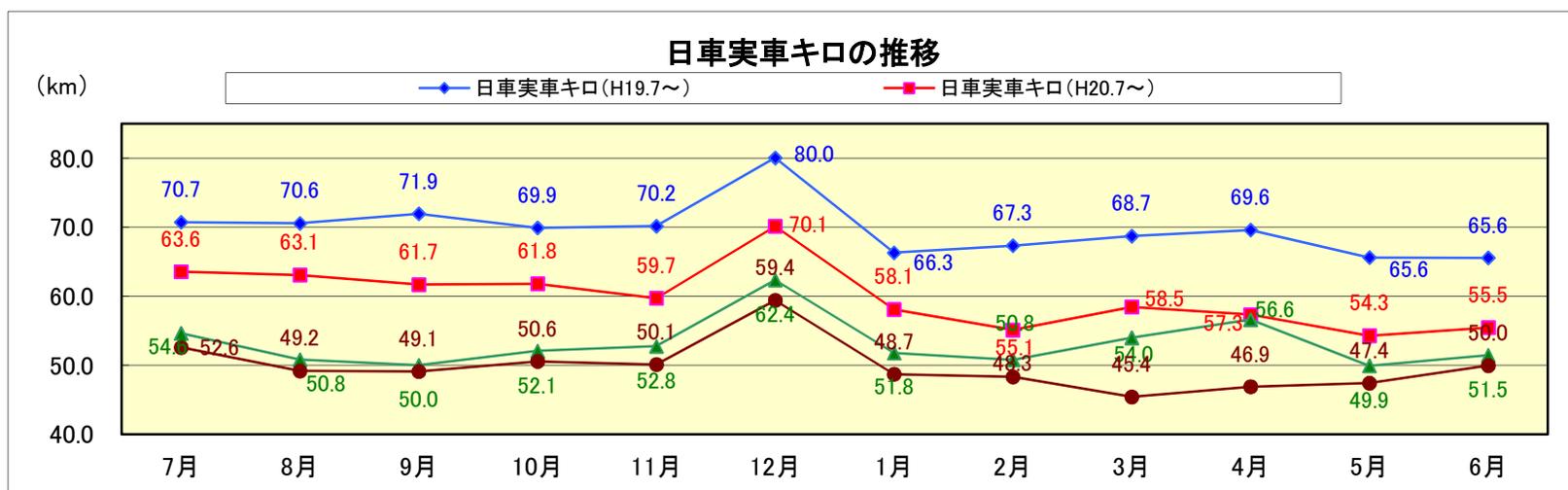


4. 各種指標の比較（市原地区）〔3／3〕

日車營收の推移



日車実車キロの推移

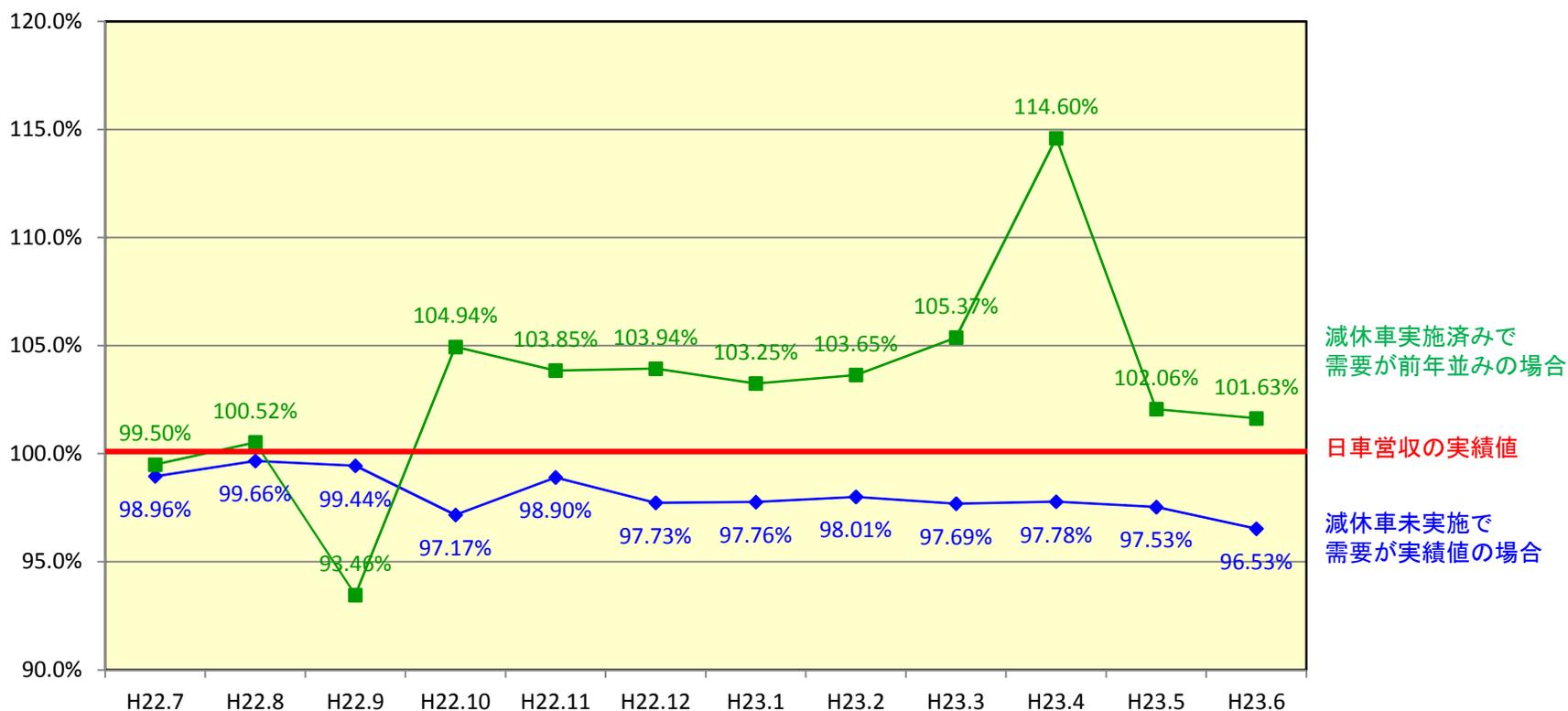


5. 日車營收からみるタクシー適正化・活性化法の効果(東葛地区)

東葛地区の平成23年4月の日車營收は、対前年同期比89.2%である。しかしながら、総需要が減少する中、実際の減休車の効果はこの日車營收の前年同期比以上と推測される。

そこで、需要(營業收入)と供給(実働車両数)を以下の条件により仮定した上で比較することとする。

- ・減休車が行われなかったと仮定し、『「需要(營業收入)は当月実績値」、「供給(実働車両数)は前年同月値」』とした仮想日車營收でみると、当月の日車營收実績を100%とした場合、97.78%となる。
- ・また、需要が減少しなかったと仮定し、『「需要(營業收入)は前年同月値」、「供給(実働車両数)は当月実績値」』とした仮想日車營收でみると、当月の日車營收実績を100%とした場合、114.60%となる。

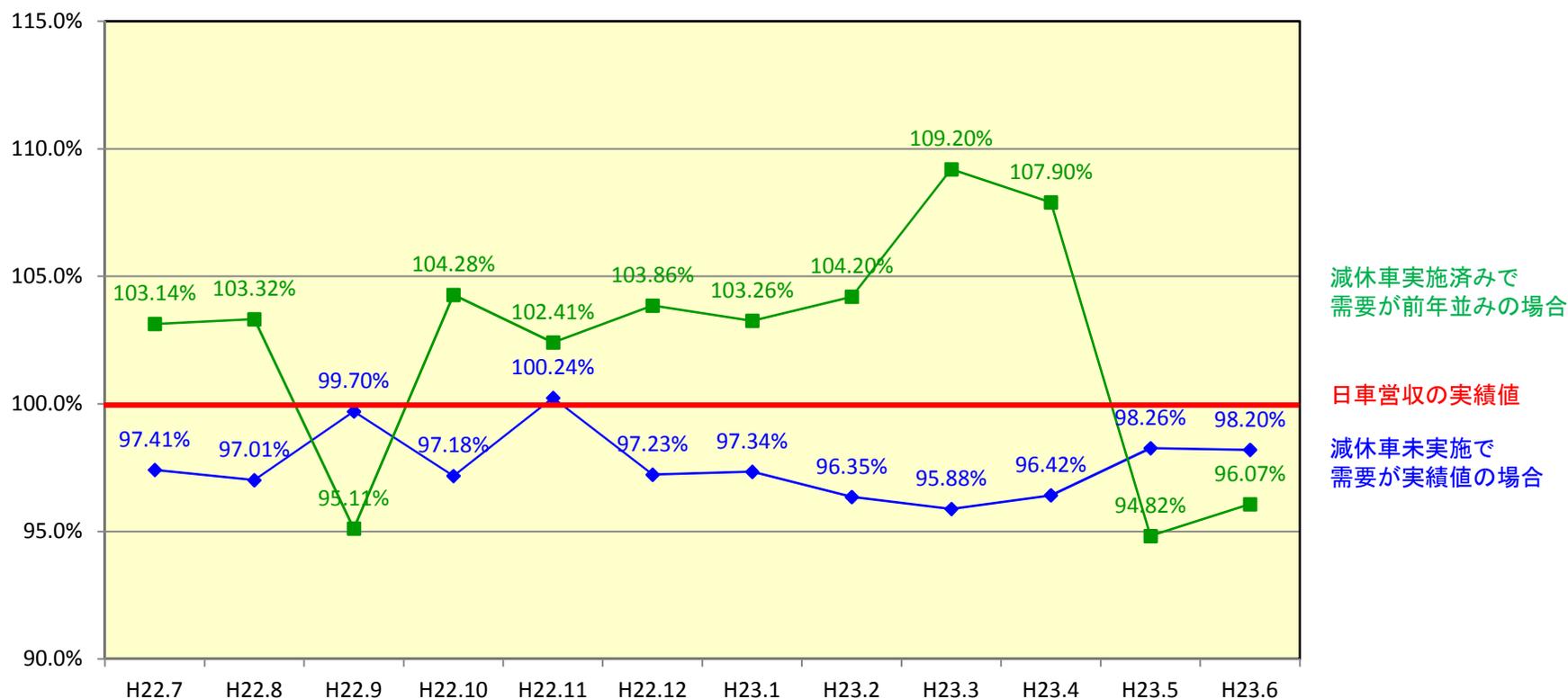


5. 日車營收からみるタクシー適正化・活性化法の効果(千葉地区)

千葉地区の平成23年4月の日車營收は、対前年同期比96.1%である。しかしながら、総需要が減少する中、実際の減休車の効果はこの日車營收の前年同期比以上と推測される。

そこで、需要(營業收入)と供給(実働車両数)を以下の条件により仮定した上で比較することとする。

- ・減休車が行われなかったと仮定し、『「需要(營業收入)は当月実績値」、「供給(実働車両数)は前年同月値」』とした仮想日車營收でみると、当月の日車營收実績を100%とした場合、96.42%となる。
- ・また、需要が減少しなかったと仮定し、『「需要(營業收入)は前年同月値」、「供給(実働車両数)は当月実績値」』とした仮想日車營收でみると、当月の日車營收実績を100%とした場合、107.90%となる。

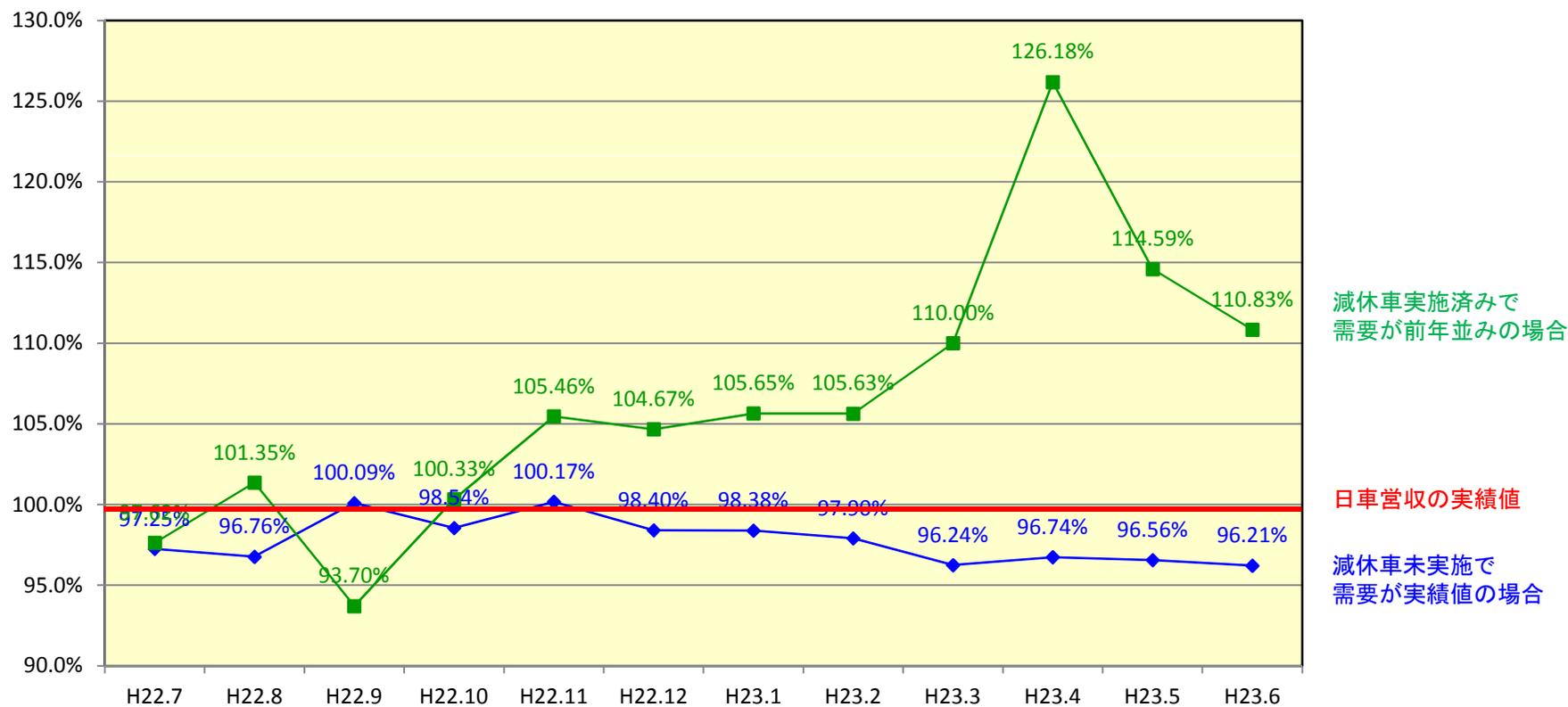


5. 日車營收からみるタクシー適正化・活性化法の効果(北総地区)

北総地区の平成23年4月の日車營收は、対前年同期比81.9%である。しかしながら、総需要が減少する中、実際の減休車の効果はこの日車營收の前年同期比以上と推測される。

そこで、需要(營業收入)と供給(実働車両数)を以下の条件により仮定した上で比較することとする。

- ・減休車が行われなかったと仮定し、『「需要(營業收入)は当月実績値」、「供給(実働車両数)は前年同月値」』とした仮想日車營收でみると、当月の日車營收実績を100%とした場合、96.74%となる。
- ・また、需要が減少しなかったと仮定し、『「需要(營業收入)は前年同月値」、「供給(実働車両数)は当月実績値」』とした仮想日車營收でみると、当月の日車營收実績を100%とした場合、126.18%となる。

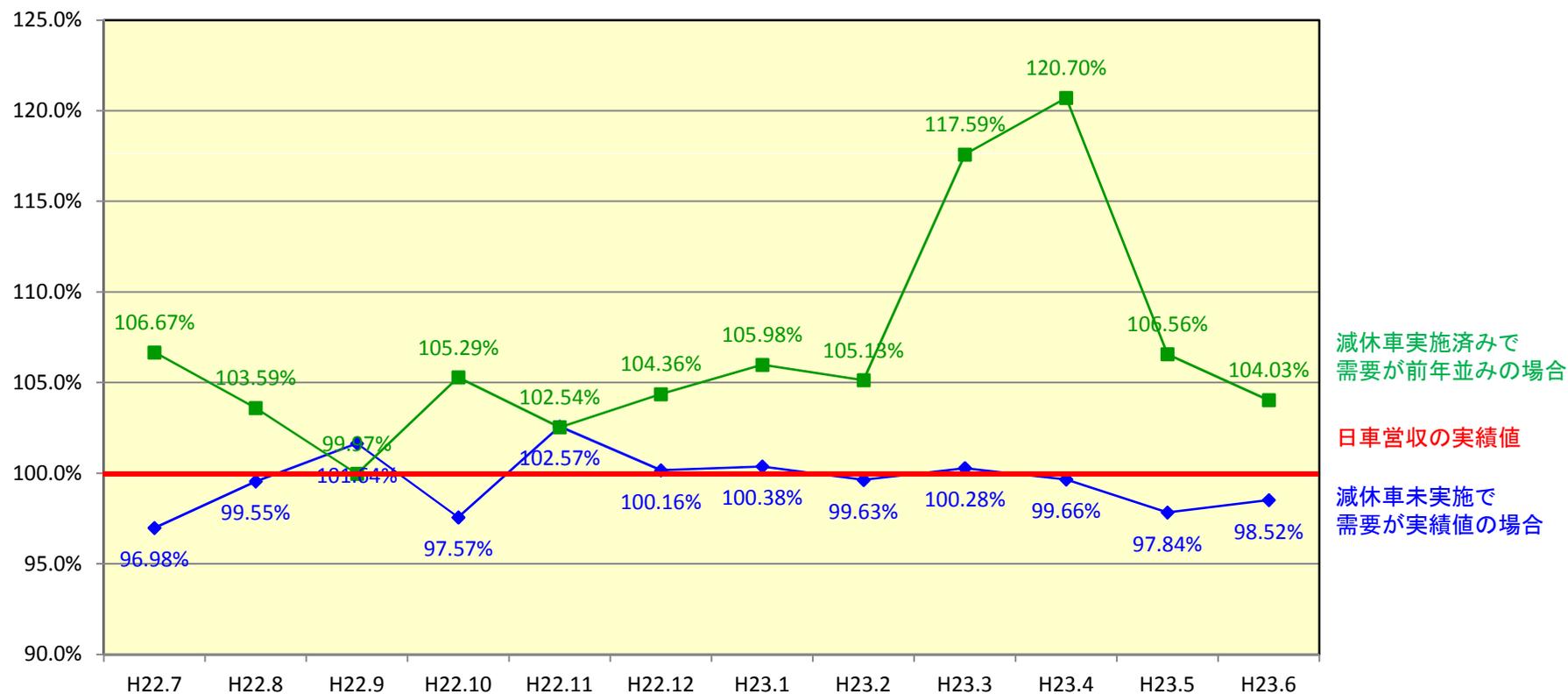


5. 日車營收からみるタクシー適正化・活性化法の効果(市原地区)

市原地区の平成23年4月の日車營收は、対前年同期比83.1%である。しかしながら、総需要が減少する中、実際の減休車の効果はこの日車營收の前年同期比以上と推測される。

そこで、需要(營業收入)と供給(実働車両数)を以下の条件により仮定した上で比較することとする。

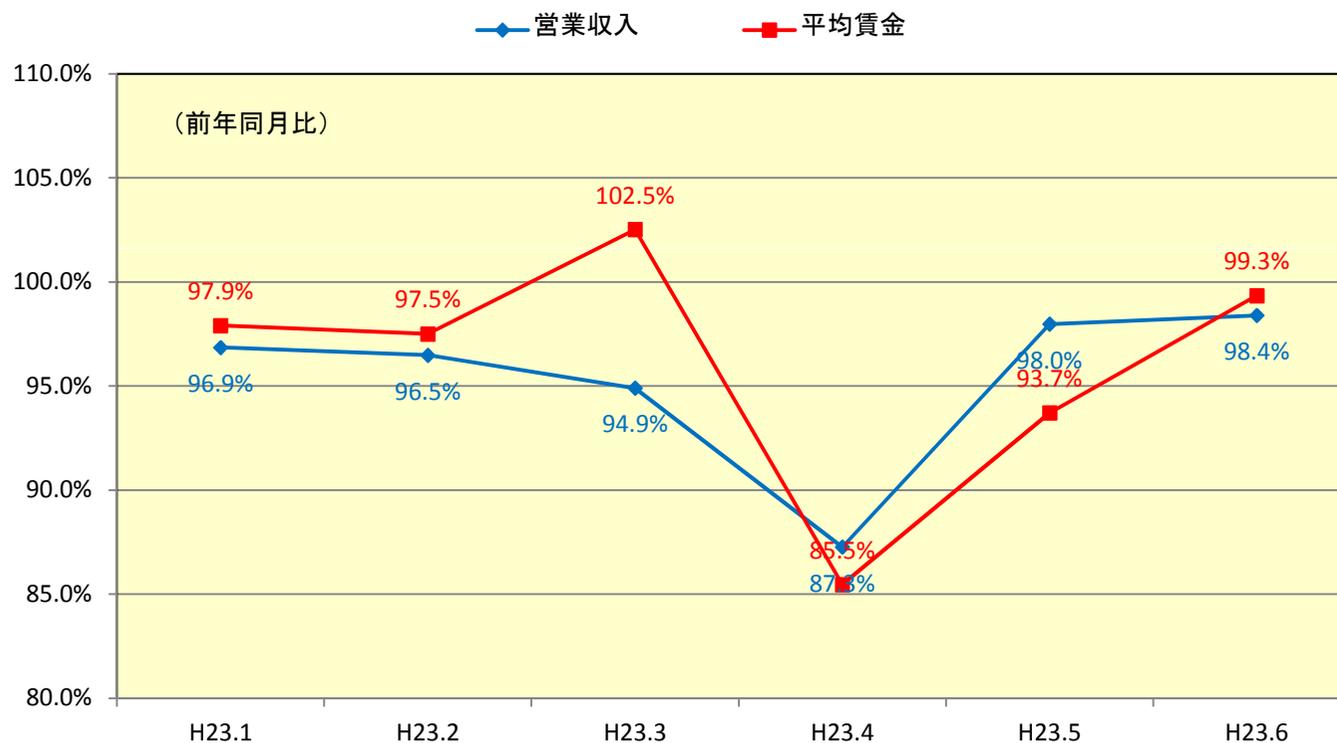
- ・減休車が行われなかったと仮定し、『「需要(營業收入)は当月実績値」、「供給(実働車両数)は前年同月値」』とした仮想日車營收でみると、当月の日車營收実績を100%とした場合、99.66%となる。
- ・また、需要が減少しなかったと仮定し、『「需要(營業收入)は前年同月値」、「供給(実働車両数)は当月実績値」』とした仮想日車營收でみると、当月の日車營收実績を100%とした場合、120.70%となる。



6. タクシー運転者の平均賃金の推移(東葛地区)

タクシー運転者の平均賃金(対前年同期比)は、水面下での推移が続いているものの、営業収入(対前年同期比)と比較すると、大震災直後の需要低迷以前は営業収入を上回る水準で推移しており、6月には再び営業収入を上回る水準となっている。

これは、業績が伸び悩む中で、供給量の減少が下支えしているものとみられる。

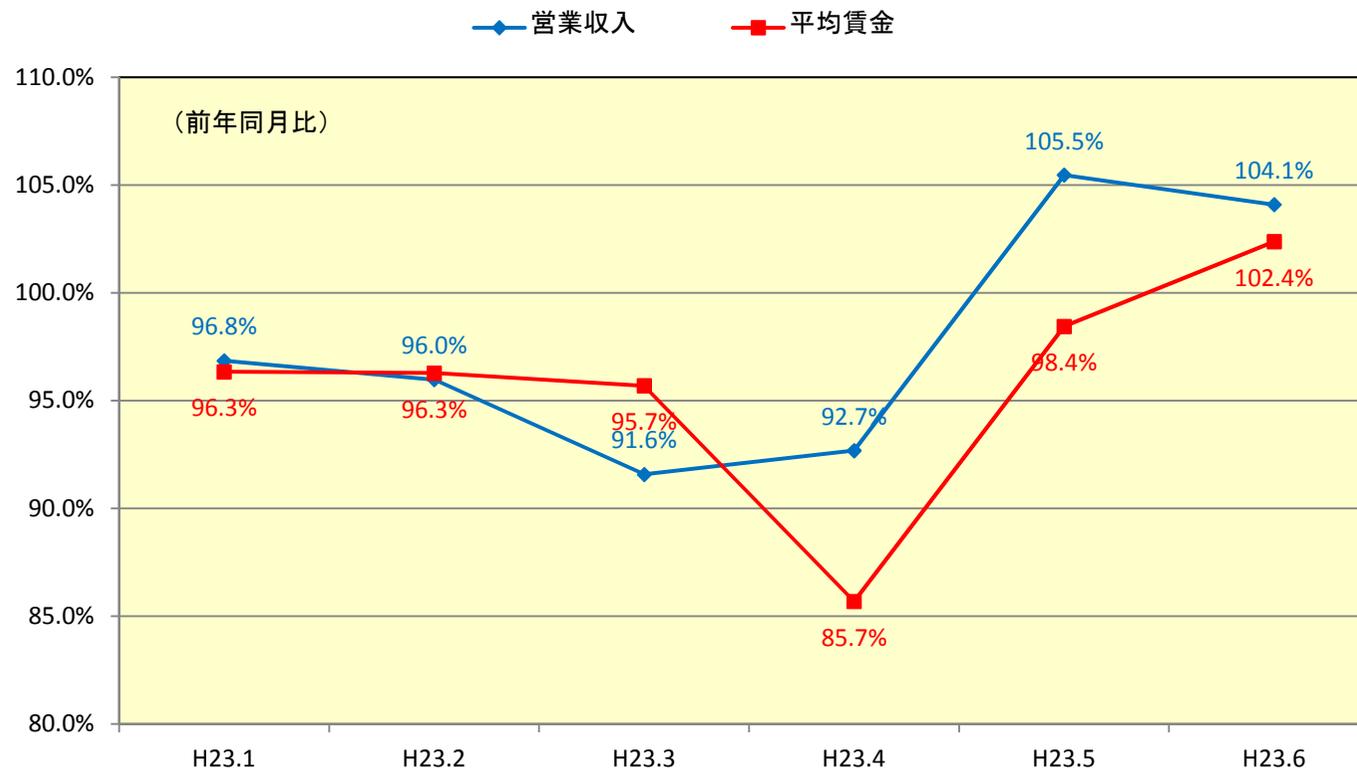


注1) 定時制乗務員を除く。
注2) 賞与を除く。

6. タクシー運転者の平均賃金の推移(千葉地区)

タクシー運転者の平均賃金(対前年同期比)は、水面下での推移が続いているものの、営業収入(対前年同期比)と比較すると、大震災直後の需要低迷以前は営業収入をほぼ上回る水準で推移しており、6月には再び回復傾向となっている。

これは、業績が伸び悩む中で、供給量の減少が下支えしているものとみられる。

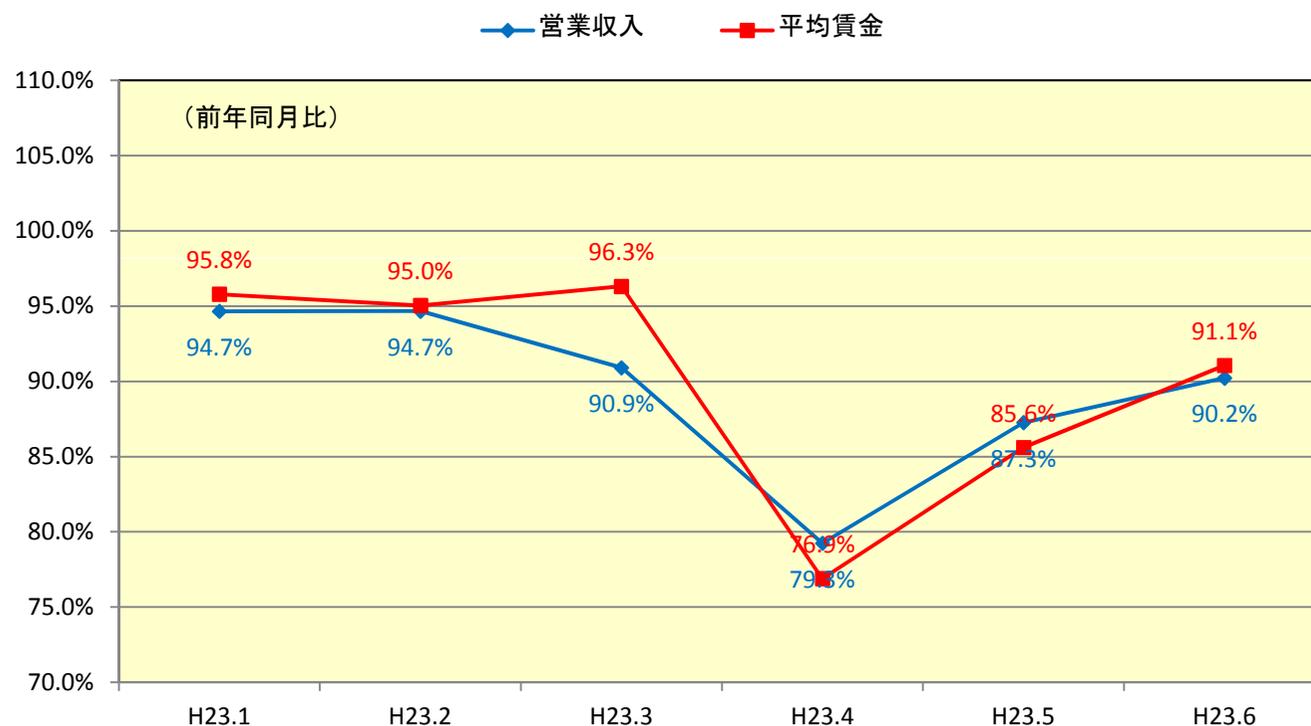


注1) 定時制乗務員を除く。
注2) 賞与を除く。

6. タクシー運転者の平均賃金の推移(北総地区)

タクシー運転者の平均賃金(対前年同期比)は、水面下での推移が続いているものの、営業収入(対前年同期比)と比較すると、大震災直後の需要低迷以前は営業収入を上回る水準で推移しており、6月には再び営業収入を上回る水準となっている。

これは、業績が伸び悩む中で、供給量の減少が下支えしているものとみられる。

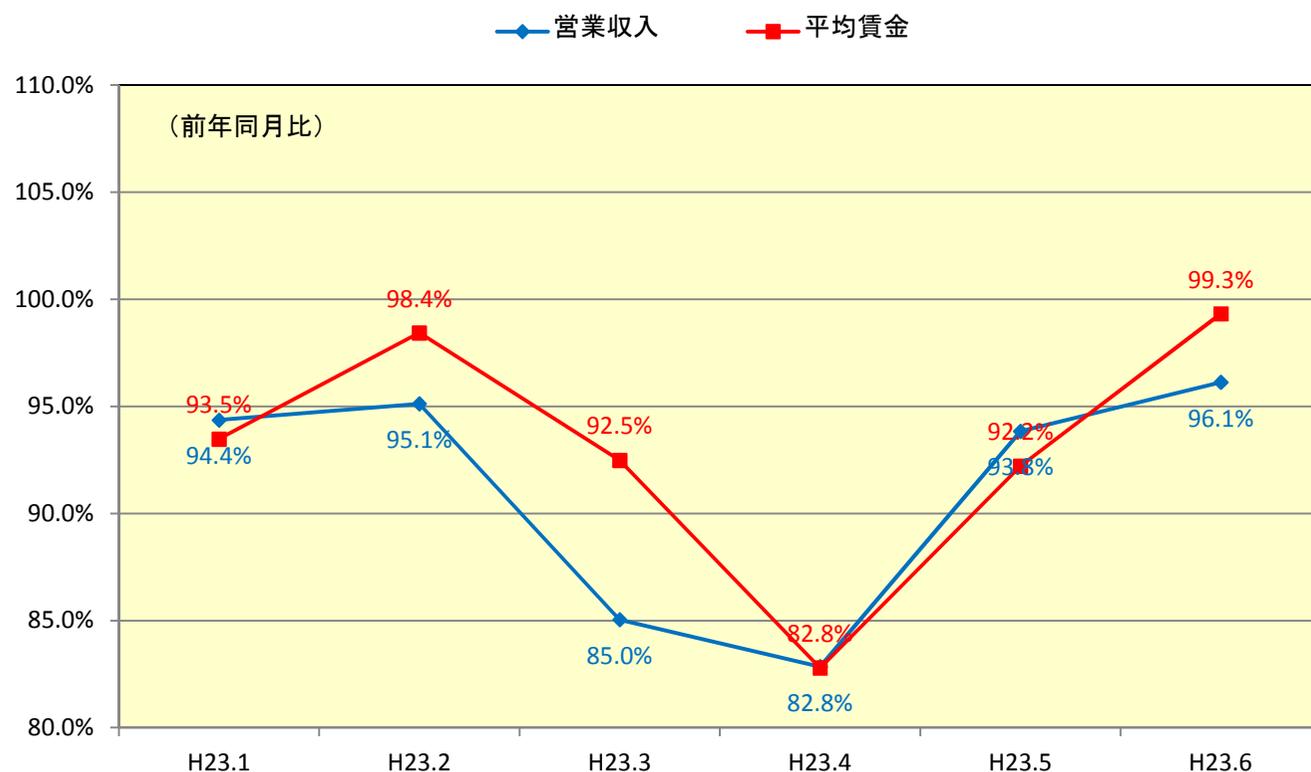


注1) 定時制乗務員を除く。
注2) 賞与を除く。

6. タクシー運転者の平均賃金の推移(市原地区)

タクシー運転者の平均賃金(対前年同期比)は、水面下での推移が続いているものの、営業収入(対前年同期比)と比較すると、大震災直後の需要低迷以前は営業収入をほぼ上回る水準で推移しており、6月には再び営業収入を上回る水準となっている。

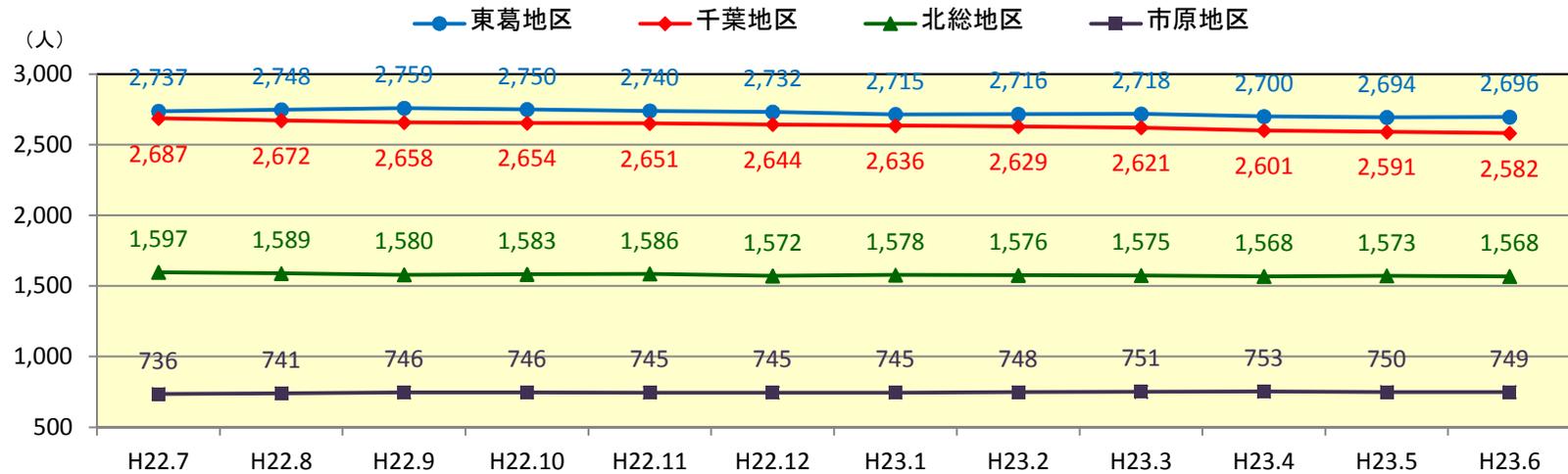
これは、業績が伸び悩む中で、供給量の減少が下支えしているものとみられる。



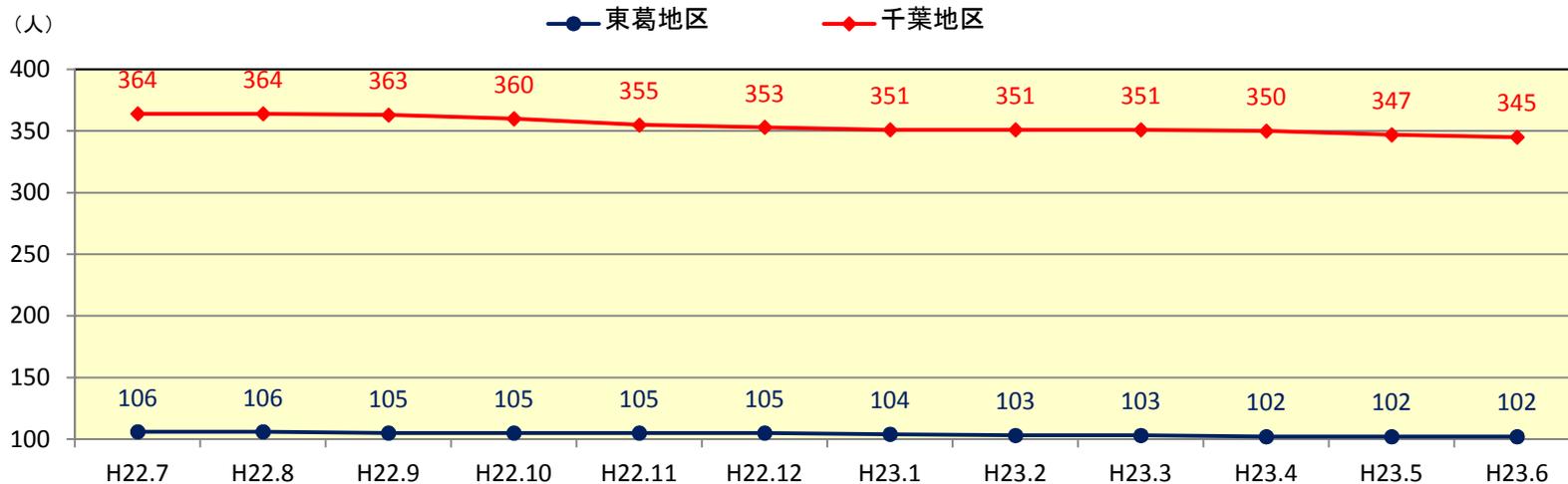
注1) 定時制乗務員を除く。
注2) 賞与を除く。

7. タクシー運転者数の推移（東葛・千葉・北総・市原地区）

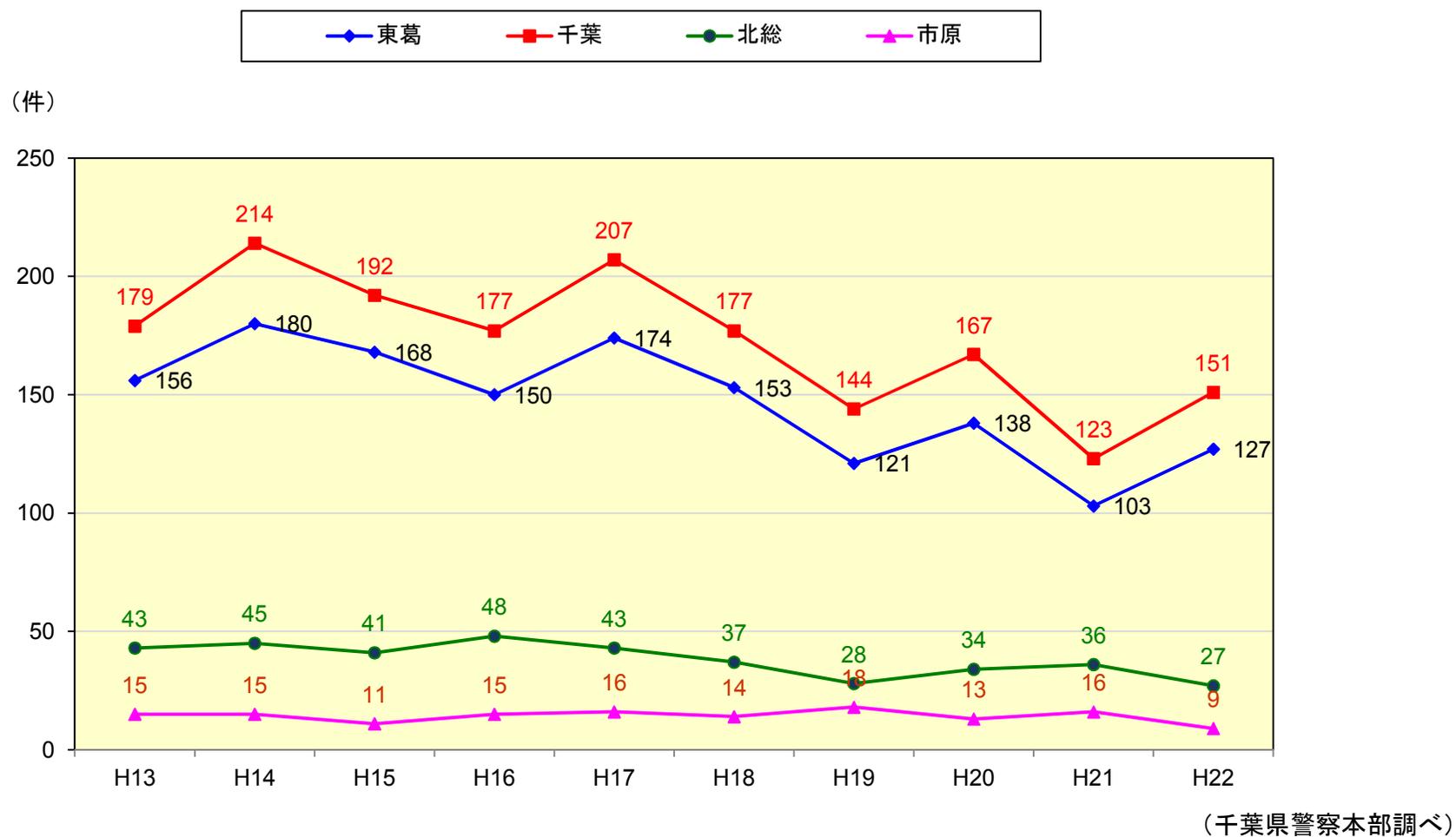
法人タクシー



個人タクシー



8. タクシー・ハイヤーの事故件数の推移(東葛・千葉・北総・市原地区別)



Ⅲ. 活性化に向けた取り組み状況

1. 駅周辺の混雑緩和に向けた取組(東葛・千葉地区)

ショットガンシステム(第2プール待機所方式)の導入

導入駅・時間

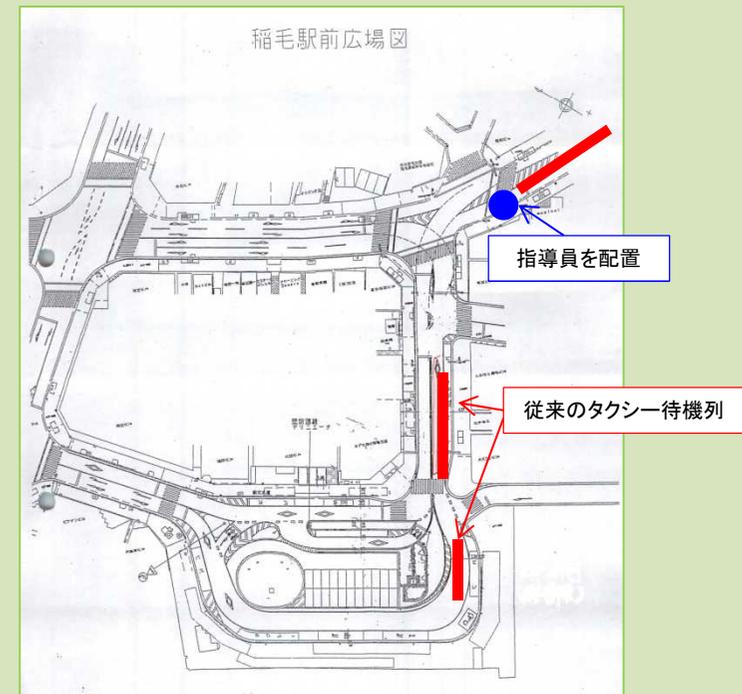
・JR松戸駅西口	全日24時間
東口	平日19時～23時
・JR柏駅西口	全日8時～22時
東口	日祝祭 10時～18時
・JR我孫子駅北口	全日24時間
南口	全日24時間
・JR千葉駅東口	平日21時～25時30分



JR稲毛駅構内における新たな取組

JR稲毛駅東口は、駅に向かうタクシー車両や自家用車により、夜間に渋滞が発生しており、千葉市役所などに苦情が寄せられていた。

このため、千葉地区タクシー運営委員会は、平成23年8月1日より指導員を配置し、タクシー入構規制を実施した。



2. 多様な運賃割引サービスの提供(東葛・千葉・北総地区)

観光ルート別運賃(東葛地区)

JR我孫子駅を発着地として、周辺の名所旧跡等を巡る観光ルートを設定し、平成21年11月より、割引運賃(約5割引)を実施

※観光ルート別運賃は、このほかJR成田駅でも実施

■ 主な観光コース

- 白樺文学コース
 - ・我孫子駅～武者小路実篤～柳宗悦・嘉納治五郎～白樺文学館～志賀直哉邸～村川堅固別荘～鳥の博物館～我孫子駅
(所要時間2時間 6,000円)
- 白樺文学コースと手賀沼遊覧船
 - ・我孫子駅～武者小路実篤～柳宗悦・嘉納治五郎～白樺文学館～志賀直哉邸～村川堅固別荘～鳥の博物館～手賀沼遊覧～我孫子駅
(所要時間2時間30分 7,500円)
- 我孫子の史跡巡り
 - ・我孫子駅～正泉寺～日秀神社～葺不合神社～相島芸術文化村～我孫子駅
(所要時間2時間 6,000円)

運転免許返納割引(千葉地区)

千葉県警から高齢運転者の交通事故削減のため運賃割引導入の要請を受け、平成21年9月より、運転経歴証明書を提示した運転免許返納者に対し、運賃の1割引を実施

※市原地区でも、運転免許返納割引導入に向け準備中

定額運賃(北総地区)

成田国際空港から東京都特別区武三地区へ向かうタクシーについて、平成14年11月より、定額による運賃を実施

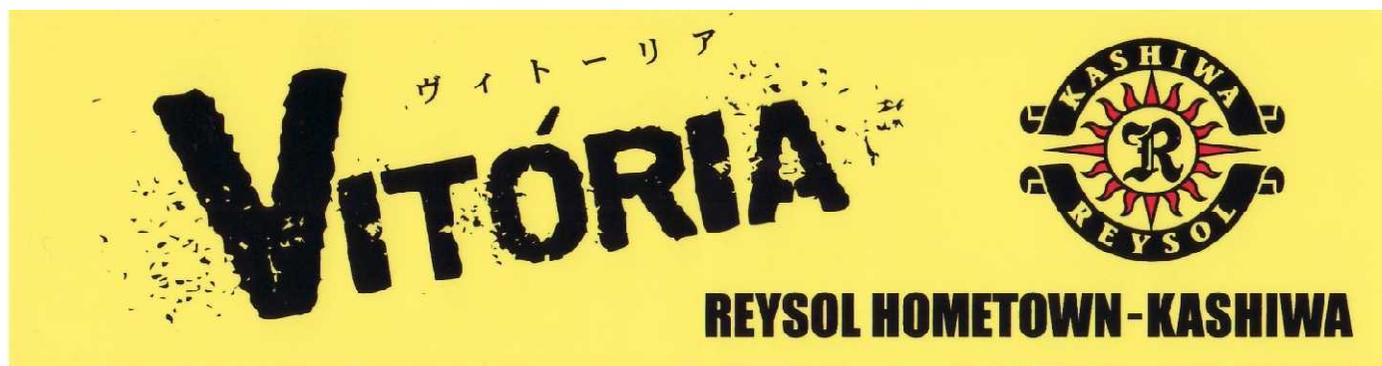
- ・Aゾーン 15,000円 江戸川区、葛飾区など
- ・Bゾーン 18,000円 江東区、墨田区など
- ・Cゾーン 19,000円 中央区、千代田区など
- ・Dゾーン 21,000円 豊島区、新宿区など
- ・Eゾーン 23,000円 板橋区、北区など
- ・Fゾーン 24,000円 世田谷区、杉並区など



3. 地域社会に密着した活性化への取組(東葛地区)

サッカーJリーグ『柏レイソル』のホームタウンである柏市の柏地区タクシー協会では、昨年から400台以上のタクシー車両に応援ステッカーを貼り、後押しをしている。

地域密着型企业として、柏レイソルとともに地域経済を盛り上げ、タクシー需要を押し上げる活性化効果を図っている。



(提供:東京交通新聞)



(応援ステッカー)

4. 「優しさ」運ぶタクシー

個別輸送機関としてのタクシーの特性を生かし、妊婦、子ども、高齢者、障害者など、いわゆる交通弱者と言われる方々の日常生活の移動手段として活躍すべく、ドライバーの資格に加え、子育てタクシードライバー研修、ケア輸送士、訪問介護員などの資格を取得し、さらなる旅客サービスの向上に努めている。

子育て支援タクシー (東葛・北総・市原地区)

- ・妊婦の陣痛時等の送迎
- ・乳幼児を連れた母親らの送迎
- ・子どもだけの保育園、学童、塾等への送迎



介護・福祉タクシー (東葛・千葉・北総・市原地区)

- ・高齢者の送迎
- ・要介護者の通院等乗降介助
- ・障害者の福祉輸送
- ・ケガ等により単独では移動が困難な方の送迎



5. 低公害車の導入(千葉、北総、市原地区)

温暖化対策等環境問題に寄与すべく、環境対応車(ハイブリッド車・電気自動車(EV車))をタクシー事業でも導入。

ハイブリッド車

- 導入状況(個タクを含む)平成23年6月末現在
千葉地区: 27両 北総地区: 1両
市原地区: 4両



電気自動車(EV車)

- 導入状況(個タクを含む)平成23年6月末現在
千葉地区: 1両※平成23年12月に1両導入予定
市原地区: 1両



県内初のEV車 (平成22年7月)



(提供: 東京交通新聞)

6. 災害対策及び防犯等への協力(東葛・千葉・北総・市原地区)

24時間地域を広範に走行しているタクシーの特性を生かし、災害状況の情報提供、道路損傷、犯罪、防犯、交通事故等に遭遇した際の情報提供など、地域安全活動に協力。

地域住民が安心して暮らせるための地域安全活動の協力

◇災害が発生した場合、傷病者等の緊急搬送及び情報収集

- ・火災発生及び延焼の状況
- ・救出・救助を必要とする負傷者等の状況
- ・道路、橋梁の交通状況

◇子どもや高齢者などが安心して暮らせるための地域社会の実現

- ・学路、学校周辺、公園等におけるこどもの安全確保
- ・未帰宅児童、高齢者等の手配に伴う発見活動

◇道路損傷等の情報提供

- ・道路上にある障害物、陥没、段差、標識・街路樹等の転倒及び街路灯の不点灯の発見

◇ドライブレコーダーの画像の提供

- ・犯罪の発生情報、犯罪の未然防止のため、必要な画像データを提供

など、各地域においてタクシー団体等と自治体・警察署が協定を締結

安全で安心できる県民生活の確保の貢献

タクシー会社は、業務を通じて、広く県民に対して防犯・交通安全意識の高揚を図るための広報啓発活動を行うとともに

1. 犯罪、交通事故の抑制を図るための活動
2. 高齢者の安全・安心な生活を守るための活動
3. 子どもや女性を守るための活動

等を行い、その過程で得た犯罪、防犯及び交通に関する情報を警察に通報

※「地域安全に関する覚書」抜粋

平成21年12月14日
千葉県タクシー協会長
千葉県警察本部生活安全部長
千葉県警察本部刑事部長
千葉県警察本部交通部長

7. 「さわやかタクシー運動」の実施（東葛・千葉・北総・市原地区）

地域住民に愛されるタクシーを目指し、重点実施期間を設け、「さわやかタクシーカード」の配布など、旅客接遇を中心としたタクシーサービスの向上に努める。

重点実施期間

- ・毎年10月1日から31日までの1ヶ月間を重点実施期間としている

さわやかタクシー運動
10月1日～31日

いつもタクシーをご利用いただき、ありがとうございます。
10月1日から31日まで、お客様に愛されるタクシーをめざし、なお一層のサービス向上につとめる「さわやかタクシー運動」を実施しています。

この期間中に、タクシーをご利用され、さわやかタクシーカードにご記入、ポストに投函された方の中から、抽選でクオカードをプレゼントいたします。

なお、当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。

千葉県タクシー協会・千葉県個人タクシー協会
千葉県タクシー運転者登録センター

平成22年度は「ゆめ国体・大会」開催に伴い
9月21日～10月31日実施

「さわやかタクシーカード」の配布

- ・主要なタクシー乗り場等において、「さわやかタクシーカード」(ハガキ)を利用者に配布し、意見・要望を旅客サービスの向上に役立てている

さわやかタクシーカード

毎週ご利用ありがとうございます。サービス向上に反映させていただきますので、下記にご記入の上ご返願ください。

- ご利用日時
23年5月11日(午前) 14時 30分
- ご利用車種
①普通車
- 送迎するところについて下さい
1. 送迎先についての送迎と乗降は? ①はい ②いいえ
- 送迎時、送迎物の確認とお礼は? ①はい ②いいえ
- 送迎の送迎は良かったか? ①はい ②いいえ
- 他にご希望やお気づきの点を記入ください。
送迎時、送迎先(乗客)の乗降をスムーズに、お礼の言葉をかけてくださる。送迎先(乗客)の乗降をスムーズに、お礼の言葉をかけてくださる。送迎先(乗客)の乗降をスムーズに、お礼の言葉をかけてくださる。

★会社名
★車両番号

利用者より寄せられた「タクシーカード」

「接客優良運転者表彰」の実施

- ・「さわやかタクシーカード」により、特に接客優良とされた運転者に対し、千葉県タクシー協会会長より表彰を行っている



平成22年度表彰式
11月26日開催